

(案)

第 84 回九都県市首脳会議

報 告 事 項

令和 5 年 10 月



# 目 次

## I 検討状況の概要

- ① 首都圏問題についての検討状況の概要 . . . . . 5
- ② 廃棄物問題についての検討状況の概要 . . . . . 6
- ③ 環境問題についての検討状況の概要 . . . . . 8
- ④ 防災・危機管理対策についての検討状況の概要 . . . . . 12
- ⑤ 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の概要 . . . . . 14

## II 検討状況に係る資料

### 1 首都圏問題についての検討状況に係る資料

(別添1) プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について意見書

### 2 廃棄物問題についての検討状況に係る資料

(別添2) 廃棄物問題検討委員会 事業取組結果

### 3 環境問題についての検討状況に係る資料

(別添3) 環境問題対策委員会幹事会 事業取組結果

(別添4) 地球温暖化対策特別部会 事業取組結果

(別添5) 脱炭素社会実現に向けた取組の推進について

(別添6) 大気保全専門部会 事業取組結果

(別添7) 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

(別添8) 水質改善専門部会 事業取組結果

(別添9) 緑化政策専門部会 事業取組結果

(別添10) 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書

### 4 防災・危機管理対策についての検討状況に係る資料

(別添11) 提案書（地震防災対策等の充実強化）

(別添12) 提案書（国民保護の推進）

### 5 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況に係る資料

(別添13) 気候変動に対応した豪雨対策に関する検討会 取組結果の概要

(別添14) 道路空間の有効活用による賑わい創出に関する検討会 検討状況の概要

(別添15) 住宅団地再生に向けた取組に関する検討会 検討状況の概要

(別添16) 広告宣伝車への屋外広告物規制に関する検討会 検討状況の概要

# I 検討状況の概要



① 首都圏問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p><b>1 首都圏の再生について</b></p> <p>国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、構成員で情報交換を行った。</p> <p><b>2 東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等について</b></p> <p>国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、構成員で情報交換を行った。</p> <p><b>3 プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について</b></p> <p>九都県市プレジャーボート不法係留対策連絡調整会議と連携し、農林水産大臣及び国土交通大臣に対し、本年8月16日に意見書を提出した。</p> <p>その内容は、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添1</span>のとおりである。</p>	<p><b>1 首都圏の再生について</b></p> <p>国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、必要に応じて、共同の取組を進める。</p> <p><b>2 東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等について</b></p> <p>国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、必要に応じて、共同の取組を進める。</p> <p><b>3 プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について</b></p> <p>国の対応状況を踏まえ、情報収集に努めるなど、引き続きプレジャーボートの不法係留の抜本的な解消と船舶の航行安全対策の一層の推進に向け、共同の取組を進める。</p>

② 廃棄物問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p><b>1 減量化・再資源化の促進について</b></p> <p>概要は、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添2</span>のとおりである。</p> <p><b>(1) 持続可能な資源利用促進事業</b></p> <p>ア 「チャレンジ省資源宣言」事業を広く周知し、消費者の資源利用に係る意識の向上を図るため、宣言事業者と連携したキャンペーン等の普及啓発を行った。</p> <p>イ 食品ロスの現状や課題について広く周知するため、冊子や動画を活用した啓発を行った。</p> <p><b>(2) ウェブサイト等管理運営事業</b></p> <p>当委員会の取組や域内の廃棄物関連の情報を発信することで、域内住民一人ひとりの環境行動の契機となるよう、ウェブサイトの管理運営を行うとともに、SNSを活用した広報を行った。</p> <p><b>(3) リサイクル関連法等に関する要望</b></p> <p>リサイクル関連法、廃棄物処理法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。</p>	<p><b>1 減量化・再資源化の促進について</b></p> <p><b>(1) 持続可能な資源利用促進事業</b></p> <p>ア 引き続き、協力事業者と連携し消費者の資源利用に係る意識向上を図るとともに、アンケートで得た消費者の意見等を事業者に共有することで、事業者の取組促進を図る。</p> <p>イ 引き続き、九都県市域内における食品ロス削減に向けた行動の浸透と定着を目指し、普及啓発活動を実施するとともに、効果的な方策について検討する。</p> <p><b>(2) ウェブサイト等管理運営事業</b></p> <p>引き続き、域内住民に対して訴求力の高い広報を目指し、九都県市での情報共有及び情報発信を行っていく。</p> <p><b>(3) リサイクル関連法等に関する要望</b></p> <p>検討した要望事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。</p>



検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="209 271 624 304"><b>2 適正処理の促進について</b></p> <p data-bbox="256 347 670 380">概要は、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添2</span>のとおりである。</p> <p data-bbox="220 416 686 450"><b>(1) 廃棄物の適正処理周知啓発事業</b></p> <p data-bbox="256 474 786 678">低濃度PCB廃棄物の期限内処理及び小型充電式電池の適正処理に係る周知啓発について、ウェブページを公開するとともにウェブ広告の配信を行った。</p> <p data-bbox="220 759 628 792"><b>(2) 適正処理促進情報提供事業</b></p> <p data-bbox="256 817 786 1021">有用な情報の提供を行うため、ウェブサイト上の廃棄物の適正処理に係る情報及びQ&amp;Aの充実化に向けて九都県市間での意見交換を行った。</p> <p data-bbox="220 1102 459 1135"><b>(3) 一斉路上調査</b></p> <p data-bbox="256 1160 786 1308">令和5年10月に「産廃スクラム37」と協働して産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を行った。</p> <p data-bbox="220 1406 657 1440"><b>(4) 廃棄物制度の見直し等の要望</b></p> <p data-bbox="256 1464 786 1612">廃棄物処理法及び建設リサイクル法の見直し等について、国（環境省及び国土交通省）に対する要望内容を検討した。</p> <p data-bbox="220 1693 786 1785"><b>(5) リチウムイオン電池の分別排出の徹底について</b></p> <p data-bbox="256 1809 786 2069">リチウムイオン電池の分別排出の徹底に向けて、各都県市における取組状況や課題等について情報共有するとともに、九都県市で連携して、消費者に対し啓発活動を行うこととした。</p>	<p data-bbox="818 271 1233 304"><b>2 適正処理の促進について</b></p> <p data-bbox="826 416 1292 450"><b>(1) 廃棄物の適正処理周知啓発事業</b></p> <p data-bbox="863 474 1394 678">低濃度PCB廃棄物の期限内処理及び小型充電式電池の適正処理について環境イベントにおけるリーフレット配布等により周知啓発を行う。</p> <p data-bbox="826 759 1235 792"><b>(2) 適正処理促進情報提供事業</b></p> <p data-bbox="863 817 1394 965">ウェブサイト上の廃棄物の適正処理に係る情報及びQ&amp;Aについて意見交換の内容を踏まえて充実させる。</p> <p data-bbox="826 1102 1066 1135"><b>(3) 一斉路上調査</b></p> <p data-bbox="863 1160 1394 1308">一斉路上調査の結果を基に、九都県市域内における産業廃棄物の不適正処理事業者の指導に関する情報交換などを行う。</p> <p data-bbox="826 1406 1264 1440"><b>(4) 廃棄物制度の見直し等の要望</b></p> <p data-bbox="863 1464 1394 1612">廃棄物処理法及び建設リサイクル法の見直し等について、国（環境省及び国土交通省）に対して要望を行う。</p> <p data-bbox="826 1693 1394 1785"><b>(5) リチウムイオン電池の分別排出の徹底について</b></p> <p data-bbox="863 1809 1394 2013">引き続き、取組内容の検討を進め、消費者の意識や行動の変化を促すため、リーフレット・ウェブ広告媒体等を作成して、消費者に対する啓発を行う。</p>

③環境問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p><b>1 地球環境の保全について</b></p> <p>(1) 環境分野における国際協力</p> <p>JICA横浜が企画する、途上国を対象とした研修事業（令和5年11月実施予定）に向けて事業内容の検討を行った。</p> <p>その概要は、<b>別添3</b>のとおりである。</p> <p>(2) 地球温暖化対策</p> <p>概要は、<b>別添4</b>及び<b>別添5</b>のとおりである。</p> <p><b>ア 省エネ・節電キャンペーン</b></p> <p>公共施設・学校等でのポスター掲出を通じて、住民、事業者に対し、省エネ・節電行動を呼びかけ、地球温暖化対策に向けた効果的な普及啓発活動を実施した。</p> <p><b>イ 再生可能エネルギーの導入促進</b></p> <p>再生可能エネルギーのメリットについて広く認識してもらうための小学生向けバスツアーを実施する等、普及啓発に努めた。</p>	<p><b>1 地球環境の保全について</b></p> <p>(1) 環境分野における国際協力</p> <p>環境分野における国際協力・途上国支援について、引き続きJICA等関係機関と連携して取組を進めていく。</p> <p>(2) 地球温暖化対策</p> <p><b>ア 省エネ・節電キャンペーン</b></p> <p>新たな国民運動「デコ活」と連携し、省エネ家電買替キャンペーン及び高効率給湯器買替キャンペーンの実施を通じて、省エネ・節電行動を呼びかける普及啓発活動を実施する。</p> <p><b>イ 再生可能エネルギーの導入促進</b></p> <p>再生可能エネルギーの導入促進を図るため、再生可能エネルギーのグループ購入事業のキャンペーン等について、事業者とも情報交換しながら、事業実施の検討を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p><b>ウ 水素社会の実現に向けた取組</b></p> <p>水素エネルギーに関するリーフレットを活用した普及啓発を実施した。</p> <p>本年に改定の「水素基本戦略」を踏まえ、取組を一層加速するよう国に対し、令和5年5月に要望を行った。</p> <p><b>エ 温暖化対策に係る調査・研究等の取組</b></p> <p>九都県市共通の気候変動対策に係る調査の検討や、次年度の施策展開に寄与するよう政策情報交換を実施したほか、脱炭素社会実現に向け、国に対し要望活動を行った。</p>	<p><b>ウ 水素社会の実現に向けた取組</b></p> <p>水素エネルギーへの更なる理解を促進するため、普及啓発を実施する。また、国が本年6月に改定した「水素基本戦略」等の進捗状況を踏まえ、次年度の国への要望内容について、検討を行う。</p> <p><b>エ 温暖化対策に係る調査・研究等の取組</b></p> <p>政策情報を共有し各都県市間の施策展開等の参考情報としていく。</p> <p>また、九都県市共通の気候変動対策等に係る調査を検討するとともに、脱炭素社会の実現に向け、次年度の国への要望内容について、検討を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="209 253 783 327"><b>2 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について</b></p> <p data-bbox="256 353 671 387">概要は、<b>別添6</b>のとおりである。</p> <p data-bbox="220 427 783 517"><b>(1) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質 (PM2.5) 対策</b></p> <p data-bbox="229 551 600 584"><b>ア 原因物質の排出削減対策</b></p> <p data-bbox="256 611 783 757">光化学オキシダント及びPM2.5の濃度の低減に向けた夏季VOC対策に関する啓発活動を実施した。</p> <p data-bbox="256 784 783 929">また、原因物質の排出削減に関する対策について、業界等への協力依頼を実施した。</p> <p data-bbox="256 956 783 1214">さらに、九都県市におけるVOCの排出実態をもとに新たな対策等について検討を行うとともに、民生品からのVOC排出削減を図るため、啓発動画の作成等の検討を行った。</p> <p data-bbox="229 1296 571 1330"><b>イ ガソリンベーパー対策</b></p> <p data-bbox="256 1357 783 1615">ガソリン小売業の事業者チラシを配布し、ガソリンベーパーを回収する機能を有する計量機 (Stage II 対応の計量機) の導入を呼びかけるとともに、導入済の事業者に対してPR用のポスターを配布した。</p>	<p data-bbox="821 253 1396 327"><b>2 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について</b></p> <p data-bbox="826 427 1396 517"><b>(1) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質 (PM2.5) 対策</b></p> <p data-bbox="836 551 1206 584"><b>ア 原因物質の排出削減対策</b></p> <p data-bbox="863 611 1396 757">光化学オキシダント及びPM2.5の濃度の低減に向け、原因物質の排出削減に関する取組を引き続き実施する。</p> <p data-bbox="863 784 1396 929">また、民生品からのVOC排出削減を図るため、動画を活用した啓発等の取組を行う。</p> <p data-bbox="836 1296 1177 1330"><b>イ ガソリンベーパー対策</b></p> <p data-bbox="863 1357 1396 1503">今後とも原因物質の排出源対策の一環として、Stage II 対応の計量機の導入を促す啓発活動について継続して実施する。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p><b>(2) 自動車排出ガス対策</b></p> <p><b>ア ディーゼル車対策</b></p> <p>粒子状物質の排出を抑制するため、一都三県の条例に基づき取り組んでいるディーゼル車の運行規制について、10月を強化月間として位置づけ、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等における車両検査及びポスターやデジタルサイネージによる広告掲示等の啓発活動を行った。</p> <p>さらに、運行規制の効果検証、将来予測及び今後の効果的な取組について、委託調査結果を踏まえて検討を行った。</p> <p><b>イ 流入車対策</b></p> <p>リーフレットや首都圏のトラック協会機関誌等により、運送事業者等に対して、環境により良い自動車の利用を呼びかけた。</p> <p><b>ウ 粒子状物質減少装置指定制度</b></p> <p>現在、DPF（ディーゼル微粒子除去フィルター）21社39型式、酸化触媒13社33型式を粒子状物質減少装置として指定している。</p> <p><b>エ エコドライブの普及</b></p> <p>エコドライブ啓発動画等による啓発活動を行った。</p>	<p><b>(2) 自動車排出ガス対策</b></p> <p><b>ア ディーゼル車対策</b></p> <p>ディーゼル車の運行規制に係る広報活動等の取組を行う。</p> <p>また、引き続き、運行規制の今後の効果的な取組について検討を行うとともに、検討結果を踏まえた取組を行う。</p> <p><b>イ 流入車対策</b></p> <p>今後も、リーフレット等を活用し、環境により良い自動車の利用を推進する取組を行う。</p> <p><b>ウ 粒子状物質減少装置指定制度</b></p> <p>装置の販売やアフターサービス体制などを踏まえつつ、今後も、九都県市粒子状物質減少装置指定制度を適切に運用する。また、路上等での車両検査により把握した装置装着車両情報を引き続き共有する。</p> <p><b>エ エコドライブの普及</b></p> <p>引き続き、動画を活用した啓発等効果的な取組を検討、実施する。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>(3) 指定低公害車の普及</p> <p>ア 低公害車指定制度</p> <p>低公害車指定制度を運用し、指定低公害車の普及拡大を図った。</p> <p>イ 指定低公害車の普及啓発等</p> <p>指定低公害車の普及状況を把握するため、各都県市内における指定低公害車の普及台数を調査した。</p> <p>また、これまでに指定低公害車の普及が大気環境へ与えた影響について、効果検証を実施するため、委託調査を行った。</p> <p>ウ 指定低公害車の在り方検討</p> <p>今後の低公害車指定制度の在り方について、低公害車指定委員会の意見も踏まえ検討を行い、当面の間指定制度を継続し、その間、ガイドラインへの移行について議論を進めることとした。</p> <p>(4) 国への要望</p> <p>大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について、国に対し、令和5年5月に要望を行った。</p> <p>その概要は、別添7のとおりである。</p>	<p>(3) 指定低公害車の普及</p> <p>ア 低公害車指定制度</p> <p>着実に低公害車指定制度を運用し、指定低公害車の普及拡大を図る。</p> <p>イ 指定低公害車の普及啓発等</p> <p>指定低公害車の普及状況の把握及び効果的な普及啓発を引き続き進める。</p> <p>さらに、指定低公害車が大気環境へ与えた影響について、更なる調査を実施する。</p> <p>ウ 指定低公害車の在り方検討</p> <p>引き続き、今後の低公害車指定制度の在り方について検討を行う。</p> <p>(4) 国への要望</p> <p>大気環境の状況を踏まえ、大気環境の更なる改善に向けた国への要望について検討を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="209 199 655 232"><b>3 東京湾の水質改善について</b></p> <p data-bbox="256 277 668 311">概要は、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添8</span>のとおりである。</p> <p data-bbox="220 362 458 396"><b>(1) 富栄養化対策</b></p> <p data-bbox="256 423 785 568">国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等 116 機関・団体が連携し、東京湾環境一斉調査を実施した。</p> <p data-bbox="220 763 542 797"><b>(2) 東京湾底質改善対策</b></p> <p data-bbox="256 824 785 969">令和 4 年度における各都県市の東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめを行った。</p> <p data-bbox="220 1164 655 1198"><b>(3) 水環境の保全に係る普及啓発</b></p> <p data-bbox="256 1225 785 1429">各都県市の協力を得ながら普及啓発活動等で使用する写真やイラスト等のデータである素材集を拡充した。また、素材集を都県市民向けのイベント等で活用した。</p>	<p data-bbox="818 199 1265 232"><b>3 東京湾の水質改善について</b></p> <p data-bbox="826 362 1064 396"><b>(1) 富栄養化対策</b></p> <p data-bbox="863 423 1391 680">東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進める。また、各都県市の水質改善に係る取組について情報交換を行う。</p> <p data-bbox="826 763 1149 797"><b>(2) 東京湾底質改善対策</b></p> <p data-bbox="863 824 1391 1081">各都県市が実施した東京湾底質調査について取りまとめ、その結果を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載するとともに、底質改善対策の効果の検証及び東京湾再生の取組等への活用を図る。</p> <p data-bbox="826 1164 1262 1198"><b>(3) 水環境の保全に係る普及啓発</b></p> <p data-bbox="863 1225 1391 1370">各都県市の協力の下、作成した素材集を拡充するとともに、都県市民向けの普及啓発に係るイベント等で活用する。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="209 203 687 237"><b>4 緑の保全、創出施策について</b></p> <p data-bbox="256 280 783 383">概要は、<span style="border: 1px solid black;">別添9</span>及び<span style="border: 1px solid black;">別添10</span>のとおりである。</p> <p data-bbox="220 405 432 439"><b>(1) 調査・検討</b></p> <p data-bbox="256 463 783 611">緑の保全及び創出のための施策や取組、また、各都県市の抱える問題に関する情報交換を行った。</p> <p data-bbox="220 748 432 781"><b>(2) 国への要望</b></p> <p data-bbox="256 806 783 954">緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等について、国に対し、令和5年8月に要望を行った。</p> <p data-bbox="220 1090 400 1124"><b>(3) 普及啓発</b></p> <p data-bbox="256 1149 783 1408">各都県市の緑化関係のイベント情報を環境問題対策委員会のウェブサイトで公表した。また、広く都県市民の緑化推進の意識付けを目的として、普及啓発品を作成し、活用した。</p>	<p data-bbox="818 203 1297 237"><b>4 緑の保全、創出施策について</b></p> <p data-bbox="826 405 1038 439"><b>(1) 調査・検討</b></p> <p data-bbox="863 463 1390 667">各都県市の事業改善や新たな事業実施につなげていくため、各都県市における緑の保全及び創出施策について調査・情報交換を行う。</p> <p data-bbox="826 748 1038 781"><b>(2) 国への要望</b></p> <p data-bbox="863 806 1390 1010">都市の動向や実情を踏まえ、緑地の保全及び創出の推進のために、必要な法令改正の措置や、財政支援策の拡充等を図るよう、引き続き国に対する要望を行う。</p> <p data-bbox="826 1090 1007 1124"><b>(3) 普及啓発</b></p> <p data-bbox="863 1149 1390 1408">各都県市の緑化の取組について、環境問題対策委員会のウェブサイト等を活用し、引き続き広く周知を行う。また、広く都県市民に緑化推進の意識付けをするため、普及啓発品を作成し、活用する。</p>



④ 防災・危機管理対策についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p><b>1 地震防災・危機管理対策について</b></p> <p><b>(1) 国への提案活動</b></p> <p>首都圏における「地震防災対策」や「国民保護の推進」について、制度の検証や対策の検討を行い、必要な項目について、令和5年7月に、国に対し提案活動を行った。</p> <p>その内容は、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添 11</span>のとおりである。</p> <p><b>(2) 帰宅困難者対策</b></p> <p>災害時帰宅支援ステーションや災害用伝言ダイヤル等を記載したリーフレット及びハンドブック、啓発用ポスターの配付を行うなど、住民等への啓発活動を実施した。</p> <p><b>(3) 国民保護制度</b></p> <p>国の研究機関や学識経験者が実施する国民保護に関するセミナーに参加(第1回は令和5年8月に実施済み、第2回は11月に実施)するとともに、各都県市の取組や課題等に関する情報共有を行うなど、テロや初動対応等に関する取組を進めた。</p> <p><b>(4) 防災人材育成</b></p> <p>各都県市の職員における防災意識の向上や知識の定着を図るために昨年度実施した防災人材育成に係る研修について、本年以降の実施に向けて検討を進めている(11月に実施予定)。</p>	<p><b>1 地震防災・危機管理対策について</b></p> <p><b>(1) 国への提案活動</b></p> <p>引き続き、制度の検証や対策の検討を行い、地震防災・危機管理における課題について、国に対し、提案活動を行う。</p> <p><b>(2) 帰宅困難者対策</b></p> <p>引き続き、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図るとともに、帰宅困難者対策として、リーフレット及びハンドブック等の配付を行い、住民等への普及啓発の取組を進める。</p> <p><b>(3) 国民保護制度</b></p> <p>国民保護制度の動向について情報収集を行いつつ、担当者会議等を通じて危機管理対策に関する研究等を進める。</p> <p><b>(4) 防災人材育成</b></p> <p>各都県市の考えを踏まえ、本年以降の研修実施等の検討を進める。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>(5) 防災推進国民大会 2023 への九都県市首長メッセージについて</p> <p>9月17日・18日にぼうさいこくたい2023 が開催され、開催に向けて九都県市首長メッセージを9月5日に発出した。</p> <p><b>2 合同防災訓練等について</b></p> <p>(1) 実動訓練</p> <p>東日本大震災等の課題、教訓及びこれまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、令和5年9月1日及び防災週間等を考慮した適切な日に、「第44回九都県市合同防災訓練」を実施した。</p> <p><b>3 新型インフルエンザ等感染症対策について</b></p> <p>各都県市における新型インフルエンザ等感染症対策に係る実施状況について情報共有を行った。</p> <p><b>4 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</b></p> <p>各都県市における「風しんの追加的対策」を踏まえた取組や独自の対策等の状況について情報共有を行った。</p>	<p><b>2 合同防災訓練等について</b></p> <p>(1) 実動訓練</p> <p>令和6年に「第45回九都県市合同防災訓練」を実施する。</p> <p>(2) 図上訓練</p> <p>令和6年1月に実施予定の「第12回九都県市合同防災訓練・図上訓練」について、検討を行う。</p> <p><b>3 新型インフルエンザ等感染症対策について</b></p> <p>引き続き、各都県市における新型インフルエンザ等感染症対策に係る実施状況について情報共有等を行う。</p> <p><b>4 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</b></p> <p>引き続き、各都県市における「風しんの追加的対策」を踏まえた取組や独自の対策等の状況について情報共有等を行う。</p>

⑤ 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p><b>1 アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について</b></p> <p>首都圏の高速道路料金については、三環状の整備の進展を踏まえ、平成 28 年 4 月から対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。</p> <p>本研究会では、引き続き、首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行った。</p>	<p><b>1 アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について</b></p> <p>引き続き、首都圏の新たな高速道路料金導入後の国や高速道路会社等の動向に注視しつつ、情報収集や首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。</p>
<p><b>2 リチウムイオン電池の分別排出の徹底について（再掲）</b></p> <p>リチウムイオン電池の分別排出の徹底に向けて、各都県市における取組状況や課題等について情報共有するとともに、九都県市で連携して、消費者に対し啓発活動を行うこととした。</p>	<p><b>2 リチウムイオン電池の分別排出の徹底について（再掲）</b></p> <p>引き続き、取組内容の検討を進め、消費者の意識や行動の変化を促すため、リーフレット・ウェブ広告媒体等を作成して、消費者に対する啓発を行う。</p>
<p><b>3 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について（再掲）</b></p> <p>各都県市における「風しんの追加的対策」を踏まえた取組や独自の対策等の状況について情報共有を行った。</p>	<p><b>3 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について（再掲）</b></p> <p>引き続き、各都県市における「風しんの追加的対策」を踏まえた取組や独自の対策等の状況について情報共有等を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p><b>4 気候変動に対応した豪雨対策について</b></p> <p>これまでの豪雨対策に関する取組状況や知見等を共有するとともに、共通する課題について検討した。また、検討会で作成した豪雨対策に関する事例集の活用や、九都県市で連携して広報の取組を行うこととした。</p> <p>その内容は別添 13 のとおりである。</p>	<p><b>4 気候変動に対応した豪雨対策について</b></p> <p>第 84 回九都県市首脳会議への報告をもって、本検討会は終了するが、引き続き各都県市の取組を進めるとともに、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。</p>
<p><b>5 道路空間の有効活用による賑わい創出の取組について</b></p> <p>各都県市が有する道路空間を活用した先進事例の収集や、現地視察会を通して、知見や課題の共有を行った。また、交通管理者である警察と意見交換の場を設け、道路空間の有効活用にあたっての助言を受けた。</p> <p>その内容は、別添 14 のとおりである。</p>	<p><b>5 道路空間の有効活用による賑わい創出の取組について</b></p> <p>引き続き、知見等の情報を共有するとともに、課題解決手法の検討などを行い、報告書に取りまとめる。</p>
<p><b>6 住宅団地再生に向けた取組について</b></p> <p>九都県市の現状や課題等を調査・とりまとめの上、検討会を開催し、事前調査結果をもとに「高経年集合住宅団地における再生(活性化)事例集」を作成することを確認し、今後の取りまとめの方向性について協議した。</p> <p>その概要は別添 15 のとおりである。</p>	<p><b>6 住宅団地再生に向けた取組について</b></p> <p>引き続き、住宅団地の再生に向けた取組について、九都県市が共同で研究するとともに、課題の解決に向けた取組について、共有を図っていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="209 277 655 311">7 広告宣伝車の規制について</p> <p data-bbox="233 365 786 568">九都県市における広告宣伝車の規制内容 と走行実態を共有するとともに、広告宣伝車 の規制のあり方や広告宣伝車の課題につい て検討を行った。</p> <p data-bbox="260 602 711 636">その内容は別添 16のとおりである。</p>	<p data-bbox="818 277 1265 311">7 広告宣伝車の規制について</p> <p data-bbox="842 365 1396 510">引き続き九都県市で検討を進め、検討結果 を踏まえ、広告宣伝車に対する取組などにつ いてまとめる。</p>



## Ⅱ 検討状況に係る資料





**プレジャーボートの不法係留対策及び  
安全対策について**

**意 見 書**

**令和5年8月**

**九 都 県 市 首 脳 会 議**

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について、次のとおり措置を  
講じられますよう、九都県市首脳会議として意見書を提出します。

令和5年 8 月 16 日

国土交通大臣  
農林水産大臣

齊藤 鉄夫 様  
野村 哲郎 様

九 都 県 市 首 脳 会 議  
座 長

神奈川県知事 黒岩 祐治

埼玉県知事 大野 元裕

千葉県知事 熊谷 俊人

東京都知事 小池 百合子

横浜市長 山中 竹春

川崎市長 福田 紀彦

千葉市長 神谷 俊一

さいたま市長 清水 勇人

相模原市長 本村 賢太郎

## プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について

近年、小型船舶操縦免許新規取得者数は増加傾向にあるが、運航ルールやマナー等の遵守は十分でなく、なかでも、プレジャーボートの利用環境を巡る課題は多様化しています。

東京湾域においては、その課題の一つであるプレジャーボートの放置が依然、多く見られ、周辺環境の悪化や係留場所の私物化、港湾・河川等の公共事業への障害、公共施設の損傷など様々な問題を引き起こしている状況にあります。また昨年、海上保安庁が扱った東京湾内におけるプレジャーボートの海難船舶隻数は70隻であり、海運、漁業等に対して深刻な影響を及ぼしています。

このため、九都県市首脳会議では、プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について緊急かつ積極的に取り組む必要があることから、調査・検討を進めるとともに、不法係留を解消するうえからも必要と考えられる制度の創設等、法の整備を要望してきたものです。

この間、国におかれましても河川法、港湾法、漁港漁場整備法等の改正により船舶の放置に対応できるよう法整備を進めていただきました。さらに平成25年5月22日には「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、令和4年度までの10年間でプレジャーボートの不法係留の解消を図ることを目標としてきました。

については、計画期間は終了しましたが、プレジャーボートの不法係留の抜本的な解消には至っておらず、また、航行安全対策の一層の推進のためにも、早期に次の措置を講じられるようお願いいたします。

- 1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。（国土交通省）
- 2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。（農林水産省、国土交通省）
- 3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。（国土交通省）
- 4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。（国土交通省）
- 5 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。（国土交通省）
- 6 小型船舶操縦者が飲酒により正常な操縦ができないおそれがある状態（酒気帯びの状態を含む。）で小型船舶を操縦した場合における罰則規定を設けられたい。（国土交通省）

## 意見項目の説明

### 1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。 （国土交通省）

〔説明〕

九都県市首脳会議としては、従前から小型船舶の登録制度と併せて保管場所の義務づけ制度の創設を要望してまいりましたが、小型船舶の登録等に関する法律を整備していただいたことにより、今後は所有者不明船が減少することが期待されます。

しかし、プレジャーボートの不法係留を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務づけることが不可欠であることから、プレジャーボートの係留・保管能力の向上のための取り組みと併せて、保管場所の整備に応じた保管場所義務づけ制度の創設を引き続き要望します。

なお、制度の創設にあたっては、登録制度との整合性を図るうえからも総トン数20トン未満の小型船舶全体を対象に義務づけを要望します。

### 2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。（農林水産省、国土交通省）

〔説明〕

河川法、港湾法及び漁港漁場整備法等の改正により、所有者が確知できない場合における簡易代執行の制度が創設されるとともに、撤去した船舶に対する措置についても明確に規定されました。

しかし、所有者が判明している船舶の場合には行政代執行法の手続きにより処理されることとなることから、代執行に至るまでの手続きが煩雑であり、また同法には代執行後の物件の保管や処分についての規定もありません。

小型船舶の登録制度の実現により、今後所有者不明船は減少することが予想されますが、円滑な放置艇対策を実施するうえからも、所有者が判明している船舶に対しても簡易な手続きで撤去及び撤去後の措置が行えるよう制度の創設を要望します。

なお、撤去後の船舶の廃棄に要する費用についても所有者等に負担させることができるような制度を創設されるよう要望します。

### **3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。(国土交通省)**

[説明]

東京湾内における海上保安庁取扱いの海難事故船舶隻数は、昨年126隻を数えました。その中でもプレジャーボートの事故隻数は70隻となっております。

九都県市首脳会議としては、従前から免許制度の充実を要望してまいりましたが、船舶職員及び小型船舶操縦者法を改正していただいたことにより、免許・講習制度の充実が図られることから、所有者の質的向上が期待されます。

しかし、水上レジャーが活発化、多様化する中で、特にプレジャーボートは人的被害につながりやすいことから、保険加入者を拡大し、円滑な賠償が行われるよう、強制保険制度の創設を要望します。

### **4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。(国土交通省)**

[説明]

FRP船リサイクルシステムを活用して地方公共団体が放置艇及び沈没船の処分を行う放置小型船舶処理促進事業については、プレジャーボート関係業界団体の支援（日本財団助成金）により、一定の目的が達成されましたが、今後も放置艇及び沈没船の処分は発生することから、同様の補助事業の新設を求めるところです。

例えば、プレジャーボート販売時に購入者がリサイクル費用の一部を負担する等の仕組みにより財源を確保する等して、かかる補助事業が恒久的制度として確立していくよう要望します。

### **5 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。(国土交通省)**

[説明]

船舶番号及び検査済年の表示は、船舶検査の際に日本小型船舶検査機構から交付される船舶番号及び検査済年のシールを所有者が貼付することにより行われています。

しかし、船舶番号のシールの貼付がない船舶や検査済年のシールの貼替えない船舶があります。このため、船舶番号や最新の検査済年がわからない状況であり、不法係留対策に支障をきたしています。

については、検査機関または登録機関が適正な表示を行うことを要望します。

**6 小型船舶操縦者が飲酒により正常な操縦ができないおそれがある状態（酒気帯びの状態を含む。）で小型船舶を操縦した場合における罰則規定を設けられたい。（国土交通省）**

〔説明〕

プレジャーボート、水上バイクその他の小型船舶の航行安全対策の一層の推進に当たっては、危険な走行の原因をなくすことが重要ですが、危険な走行の原因の多くである酒酔い・酒気帯び操縦への他の河川利用者等からの不安の声が大きく、飲酒が関わる海難は死傷率も高いことから、これらに対する取り締まりの強化が不可欠です。

しかし、自動車を運転する場合とは異なり、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条の36第1項の操縦に対する直接的な罰則はありません。

については、航行安全対策の一層の推進のため、酒酔い・酒気帯び操縦に対する罰則規定の創設を求めます。

廃棄物問題検討委員会 事業取組結果

## 1 減量化・再資源化の促進について

### (1) 持続可能な資源利用促進事業

#### ア 目的

九都県市が、事業者による容器包装やワンウェイプラスチック、食品廃棄物の減量化やリサイクル等の自主的な取組を支援していくこと及び消費者に事業者の取組を周知することにより、環境に配慮した行動を選択することを促し、資源の大量消費から、持続可能な資源利用への転換を促進していく。

#### イ 令和5年度の取組

消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、宣言事業者と連携したPRキャンペーンをはじめとする普及啓発活動を行い、事業者の取組を効果的に発信するとともに、キャンペーン実施時のアンケート結果を分析し、消費者の意見等を事業者に共有することで事業者の取組を支援した。

食品ロスの現状や課題を広く周知するため、食品ロス削減をテーマとした動画の掲出を実施するとともに、食品ロス削減に向けた消費者の具体的な行動転換を図るため、事業者と連携したキャンペーンを行った。

#### (ア) 「チャレンジ省資源宣言」事業協力事業者内訳

協力事業者：36社（昨年度比1社増）

内訳：小売・外食事業者 14社

製造事業者 22社

業種	事業者名
小売・外食事業者 (14社)	イオンマーケット株式会社、イオンリテール株式会社、株式会社イトーヨーカドー、株式会社エコス、サミット株式会社、株式会社シジシージャパン、生活協同組合コープみらい、生活協同組合ユニーコープ、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、株式会社ダイエー、株式会社東急ストア、富士シティオ株式会社、株式会社マルエツ、株式会社ヤオコー
製造事業者 (22社)	アサヒ飲料株式会社、アサヒビール株式会社、味の素AGF株式会社、江崎グリコ株式会社、株式会社エフピコ、キッコーマン株式会社、キュー

	ピー株式会社、 玉露園食品工業株式会社、キリンビバレッジ株式 会社、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社、 サッポロビール株式会社、サントリーホールディ ングス株式会社、シーピー化成株式会社、中央化 学株式会社、株式会社ニチレイフーズ、 株式会社日清製粉グループ本社、株式会社ファン ケル、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式 会社、山崎製パン株式会社、株式会社ヨコタ東北、 リスパック株式会社、プリマハム株式会社、
--	---

(イ) ポスターの掲示、リーフレット配架に協力いただいた小売店：

計 1 2 3 5 店舗 (昨年度比 2 4 店舗減)

事業者名	協力店舗数
イオンマーケット株式会社	3 5 店舗
イオンリテール株式会社	6 5 店舗
株式会社エコス	1 4 店舗
サミット株式会社	1 2 1 店舗
生活協同組合コープみらい	8 4 店舗
生活協同組合ユーコープ	4 1 店舗
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	2 1 2 店舗
株式会社ダイエー	8 0 店舗
富士シティオ株式会社	5 0 店舗
株式会社東急ストア	7 6 店舗
株式会社マルエツ	3 0 3 店舗
株式会社ヤオコー	1 5 4 店舗

(ウ) 活動結果

○ プレゼントキャンペーンを通じた普及啓発

リーフレットやウェブサイトからキャンペーンに応募していただく中で、協力事業者の取組を効果的に発信し、消費者の資源利用に係る意識向上を促進するとともに、キャンペーン実施時のアンケート結果を分析し、消費者の意識を事業者に伝達することで、事業者の取組を支援した。

実施期間：令和5年10月1日（日）～12月15日（金）



- 公共スペースでの広告  
JR京浜東北線・根岸線、横浜線及び中央総武線各駅停車の車内ま  
ど上へのポスター掲示を行った。  
実施期間：令和5年10月3日（火）～10月16日（月）
  
- ウェブを活用したキャンペーン等の情報発信  
YouTube True View インストリーム広告を活用し、キャンペーン広  
告及び食品ロス削減がテーマの動画を掲出し、周知を行った。  
実施期間：令和5年10月1日（日）～12月3日（日）  
  
LINE、Instagram、Facebook 広告を活用し、キャンペーンサイトへ  
の誘導を図った。  
  
Google 関連サイト等でコンテンツ閲覧時に、ディスプレイエリア  
に表示される広告を活用し、キャンペーンサイトへの誘導を図った。  
  
Web メディアを中心に事業情報を発信し、キャンペーンの周知を図  
った。  
  
九都県市公式 X（旧 Twitter）及び公式 Instagram にてキャンペー  
ンの広報を行った。
  
- ポスター掲出による普及啓発  
協力店舗や協力事業者のオフィス、その他域内の公共施設等におい  
てポスターを掲出し、当該事業の普及啓発を実施した。  
実施期間：通年（自治体・施設により、掲出期間が異なります。）
  
- エコプロ 2023 における PR 活動  
エコプロ 2023 に出展し、キャンペーンの PR を行うこととした。

## （2）ウェブサイト等管理運営事業

### ア 目的

分かりやすく効果的に九都県市域内の廃棄物関連の情報の発信をすること  
で、域内住民の環境行動の契機となるよう、訴求力のある広報を目指した  
検討、ウェブサイトの運用及び情報の共有を行う。

イ 令和5年度の取組

エコ・コラムの継続や X（旧 Twitter）、Instagram による情報発信など、訪問者にとってより分かりやすく、親しみやすい情報発信や、訴求力の向上を念頭にウェブサイトの管理運営を実施した。

**(3) リサイクル関連法等に関する要望**

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環法、廃棄物処理法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国（農林水産省、経済産業省及び環境省）に対して要望することとした。

要望日：令和5年11～12月予定

## 2 適正処理の促進について

### (1) 廃棄物の適正処理周知啓発事業

#### ア 目的

廃棄物の広域的な課題解決に向け、九都県市間での連携を活かし、適正処理を促進するための普及啓発に係る取組等を実施する。また、低濃度PCB廃棄物の期限内処理促進及び小型充電式電池の適正処理を図るため、周知啓発に係る取組を実施する。

#### イ 令和5年度の取組

低濃度PCB廃棄物の期限内処理及び小型充電式電池の適正処理に係る周知啓発について、ウェブページの公開やウェブ広告の配信等に取り組んだ。

### (2) 適正処理促進情報提供事業

#### ア 目的

廃棄物の適正処理を促進するため、適正処理に関する情報をウェブサイト上で提供するとともに、廃棄物処理法等を事業者に対して周知を図る。

#### イ 令和5年度の取組

有用な情報の提供を行うため、ウェブサイト上の廃棄物の適正処理に係る情報及びQ&Aの充実化に向けて九都県市間での意見交換を行った。

### (3) 一斉路上調査

産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム37）と協働し、高速道路インターチェンジ等において産業廃棄物収集運搬車両を対象とした、積載物やマニフェストの検査を実施した。

実施日	令和5年10月6日（金）	令和5年10月10日（火）
実施場所	関越自動車道 新座料金所 首都高速道路 志村料金所 東名高速道路 横浜町田インターチェンジ	東関東自動車道 宮野木料金所

### (4) 廃棄物制度の見直し等の要望

廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国（環境省及び国土交通省）に対して要望することとした。

要望日：令和5年11月～12月予定

## (5) リチウムイオン電池の分別排出の徹底について

### ア 課題・背景

リチウムイオン電池が使用されている製品が分別されず、他の廃棄物に混入し、ごみ収集車や処理施設等で火災事故が発生しており、これらを消費者が適正に分別して排出することが重要である。

今後、リチウムイオン電池を内蔵する小型電子機器等の排出増大が見込まれる中、分別の徹底について、より一層消費者への啓発に取り組む必要がある。

### イ これまでの取組について

令和5年4月26日の第83回九都県市首脳会議において、リチウムイオン電池の分別排出の徹底について、廃棄物問題検討委員会において取組状況や課題を共有するとともに、消費者に対する啓発を行うこととされ、適正処理部会において検討を行うこととした。

#### (ア) 第1回（令和5年5月26日（書面））

- ・ 九都県市でリチウムイオン電池の分別排出の徹底について共同で研究し、課題解決に向けて取り組むとともに、共同で消費者に対する啓発を実施することを確認した。
- ・ 第2回の検討に向け、各都県市におけるリチウムイオン電池の分別排出の徹底に関する取組状況や課題の調査を行った。

#### (イ) 第2回（令和5年7月21日（書面））

- ・ 調査結果をもとに、課題解決や更なる施策推進に向けて、各都県市の好事例や先進的な取組について共有を図った。
- ・ 消費者の意識や行動の変化を促す効果的な啓発手法について、検討していくこととした。

#### (ウ) 第3回（令和5年8月25日（書面））

- ・ リチウムイオン電池の処理業者の調査結果及びレアメタル等の再資源化に関する取組について共有を図った。
- ・ 消費者の意識や行動の変化を促す効果的な啓発手法について、検討を行った。

### ウ 今後の取組予定

引き続き、取組内容の検討を進め、消費者の意識や行動の変化を促すため、リーフレット・ウェブ広告媒体等を作成して消費者に対する啓発を実施していく。

啓発活動の実施後に、部会において取組結果等の検討を行い、第85回九都県市首脳会議への報告をもって本検討は終了とする。

## 環境問題対策委員会幹事会 事業取組結果

## 環境分野における国際協力

## 1 目的

平成20年の首都圏連合フォーラム環境行動宣言に基づくアジアやアフリカ諸国等に対する環境分野における国際協力・途上国支援の取組として、独立行政法人 国際協力機構 横浜センター（以下「JICA横浜」という。）が企画する途上国を対象とした研修事業に参画し、環境関連事業や具体的な施設の紹介等を通じて、研修対象国の今後の国づくりにおける環境分野をはじめとした課題解決や取組の推進に資する知識や意識の向上を図る。

## 2 事業内容

JICA横浜と九都県市が共同で実施してきた「青年研修事業／都市環境管理コース」の実施がJICA側の事情により2年連続で見送られたことを受け、令和5年度はJICA横浜とJICA地球環境部が実施する次の事業の一部に参画することとした。

## (1) 事業名

課題別研修「JICAクリーン・シティ・イニシアティブハイレベルセミナー（A）」

## (2) 研修対象国

エチオピア、ケニア、コートジボワール、ザンビア、チュニジア、ナイジェリア、マダガスカル、南スーダン

## (3) 研修員

8名

## (4) 研修日程（予定）

日程	プログラム	担当機関
11月6日	ブリーフィング、自国の環境管理発表	JICA 横浜、 JICA 地球環境部
11月7日	横浜市における環境管理の歴史、施設視察	横浜市
11月8日	・環境省の役割と自治体との役割分担 ・九都県市首脳会議の概要、施設視察	・環境省 ・九都県市首脳会議 環境問題対策委員会
11月9日	・持続的財務基盤構築のためのアプローチ ・民間施設視察	・IGES ・(株) グーン
11月10日	・ディスカッション ・閉講式	JICA 地球環境部

## 地球温暖化対策特別部会 事業取組結果

## 省エネ・節電キャンペーン

## 1 目的

九都県市が自らの率先行動の取組を示し、住民、事業者が、省エネ・節電等の地球温暖化対策への取組の重要性を理解し、率先して行動することを促すため、「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施する。

## 2 主な取組と実施時期

- (1) 「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンの実施  
令和5年5月1日（月曜日）から令和6年4月30日（火曜日）まで（通年実施）
- (2) ホームページを活用した情報提供(<http://www.tokenshi-kankyo.jp/>)  
令和5年5月1日（月曜日）から令和6年4月30日（火曜日）まで（通年実施）
- (3) 九都県市省エネ家電及び高効率給湯器買替キャンペーン  
令和5年11月1日（水曜日）から令和6年1月31日（水曜日）まで（予定）

## 3 事業内容

- (1) 「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーン
  - ア キャンペーンテーマ  
「つづけよう」「ひろげよう」省エネ・節電
  - イ 取組内容
    - (ア) 各都県市における率先行動、取組推奨期間としてのクールビズ・ウォームビズの実施  
【取組推奨期間】
      - a クールビズ  
令和5年5月1日（月曜日）から令和5年10月31日（火曜日）まで
      - b ウォームビズ  
令和5年12月1日（金曜日）から令和6年3月31日（日曜日）まで（予定）
    - (イ) 企業、団体等への取組要請
    - (ウ) ポスター等の作成、配布、掲出による普及啓発  
ポスターの掲出により、住民、事業者に節電及び地球温暖化対策に向けた取組への協力を呼びかけ。
      - a 作成物、作成枚数：A2判ポスター  
令和4年度 8,500枚、令和5年度 8,729枚
      - b 配布先：各都県市内の公共施設、小・中学校等
- (2) ウェブサイトを活用した情報提供  
省エネ・節電及び地球温暖化対策に係る普及啓発活動、各都県市における取組、関係機



キャンペーンポスター

関の情報を掲載した関連ページのリンク先や地球温暖化に関する基礎情報等を掲載し、住民や事業者等への啓発を行っている。

- (3) 九都県市省エネ家電買替キャンペーン及び九都県市高効率給湯器買替キャンペーン  
家庭での電気使用量が多いエアコン、電気冷蔵庫について、省エネ性能の高い製品への買替を啓発するキャンペーンを実施するとともに、高効率給湯器への買替を啓発するキャンペーンを同時実施し、民生家庭部門の二酸化炭素排出量削減を目指す。

ア 期間

令和5年11月1日（水曜日）から令和6年1月31日（水曜日）まで（予定）

イ 対象者

応募時点で九都県市内に居住し、自宅で10年以上使用しているエアコン、電気冷蔵庫及び給湯器を期間内に対象製品に買い替えた者（買い増しは対象外）

ウ 対象製品

- (ア) 九都県市省エネ家電買替キャンペーン
- a エアコン（統一省エネラベルにおける省エネ性能多段階評価が3つ星以上）
  - b 電気冷蔵庫（統一省エネラベルにおける省エネ性能多段階評価が3つ星以上）
- (イ) 九都県市高効率給湯器買替キャンペーン
- a ヒートポンプ給湯機（エコキュート）
  - b 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）
  - c 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）
  - d 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯機）
  - e 家庭用燃料電池（エネファーム）

## **再生可能エネルギーの導入促進**

### **1 目的**

再生可能エネルギーの導入促進を図るため、九都県市が連携し効果的な事業を実施することで、更なる普及啓発を図ることを目的とする。

なお、「太陽エネルギーの更なる普及促進」については、九都県市共通の課題であり、今後も連携して取り組む必要があることから、引き続き事業内容に反映していくこととする。

### **2 主な取組と実施時期**

- (1) 再生可能エネルギーに関するバスツアーの開催  
令和5年8月16日（水曜日）、22日（火曜日）、23日（水曜日）、24日（木曜日）
- (2) 再生可能エネルギーのグループ購入事業の検討  
脱炭素ワーキンググループにて検討実施
- (3) ホームページの作成  
適宜実施

### 3 事業内容

- (1) 再生可能エネルギーに関するバスツアー「サステナブルエネルギーツアー」の開催  
2050年脱炭素社会の実現に向けて、次世代を担う小学生とその保護者を対象として、再生可能エネルギー関連施設等の体験イベントを実施することで、九都県市域の住民の脱炭素の自分事化を図る。

#### ア 実施概要

- (ア) ダム見学と科学ショーで再生可能エネルギーを学ぶ 神奈川 日帰りバスツアー

- ・実施日程 8月16日（水曜日）
- ・実施内容 宮ヶ瀬ダム、宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館及び愛川ソーラーパークの見学  
SDGsを学ぶサイエンスショー観覧

- (イ) 水素と太陽光エネルギーを学ぶ 東京/神奈川 日帰りバスツアー

- ・実施日程 8月22日（火曜日）、8月23日（水曜日）、8月24日（木曜日）
- ・実施内容 水素情報館東京スイソミル及びかわさきエコ暮らし未来館の見学

#### イ 対象者

九都県市内在住、在学または在勤の小学生及びその保護者

- (2) 再生可能エネルギーのグループ購入事業の検討  
令和3年度に実施した「みんなで一緒に自然の電気キャンペーン」がロシア・ウクライナ情勢等を原因とする電力調達コストの増加の影響により、昨年実施できなかったことを踏まえ、事業者とも情報交換しながら、来年度以降の事業実施の検討を行う。
- (3) ホームページの作成  
適宜実施

## 水素社会の実現に向けた取組

### 1 目的

水素エネルギーは利用段階では二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーであることから、「次世代のエネルギー」の主役として期待されており、水素社会の実現を目指して、九都県市が連携して情報共有を図りながら、啓発事業、要望活動、事業者との情報交換等を実施する。

### 2 主な取組と実施時期

- (1) 国等への要望  
令和5年5月  
※「脱炭素社会実現に向けた取組の推進について」において要望
- (2) 水素エネルギー関連事業者等との情報交換の実施  
検討中



- (3) 水素エネルギーの啓発事業  
再生可能エネルギーに関するバスツアー「サステナブルエネルギーツアー」等で実施

### 3 事業内容

- (1) 国への要望  
令和5年5月25日（木曜日）に経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に対して要望を行った。
- (2) 水素エネルギー関連事業者等との情報交換  
検討中
- (3) 水素エネルギーの啓発事業  
再生可能エネルギーに関するバスツアー「サステナブルエネルギーツアー」において、水素情報館東京スイソミルの見学等により、水素エネルギーの啓発活動を実施

## 温暖化対策に係る調査・研究等の取組

### 1 目的

効果的な地球温暖化対策の手法等を九都縣市及び各都県市内の市区町村職員間で情報共有を図り、各都縣市での取組を促進する。

### 2 主な取組と実施時期

- (1) 九都縣市共通調査等の実施  
検討中
- (2) 政策情報交換会の実施  
令和5年6月13日（火曜日）
- (3) 九都縣市共同要望の実施  
令和5年5月25日（木曜日）

### 3 事業内容

- (1) 九都縣市共通調査等について  
検討中
- (2) 政策情報交換について  
各自自治体での施策展開に寄与するよう、情報交換希望事項を各自自治体から募り、当日は当該取組の担当者が参加する情報交換会・政策勉強会を実施した。
- (3) 九都縣市共同要望の実施  
経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に対して脱炭素及び水素社会の実現に向けた共同要望を実施した。

# 脱炭素社会実現に向けた取組の推進について

【経済産業省・国土交通省・環境省】

## ■ 要望事項

- (1) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出
- (2) 区域ごとのエネルギー消費データ等の提供
- (3) 脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現
- (4) 革新的技術の確立支援及び国内排出量取引制度の確立
- (5) 水素社会実現に向けた取組の強化

### (1) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出

気候変動問題への対応は、これを経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会として捉える時代に突入している。国民一人一人が気候変動問題を自分事として理解し、カーボンニュートラルの実現に向けて、あらゆる主体が取り組むことが重要である。

#### <具体的要望内容>

脱炭素化に資する製品・サービスのニーズ（需要）を劇的に増加させていくため、更なる情報発信・普及啓発を強力に推進するとともに、2022年10月に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」等を活用し、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントを創出すること。

### (2) 区域ごとのエネルギー消費データ等の提供

国は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、2021年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明している。

地方自治体による温室効果ガス排出量の算定、脱炭素化の取組及びエネルギー政策の更なる推進や施策等の検討のためには、地域のエネルギー利用状況の実態を把握する必要があるが、電力・ガスの自由化以降、把握が難しくなっている。

また、再生可能エネルギーについては、令和3年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法において、種別ごとの導入容量を施策の実施目標として設定することとされたが、地方自治体では、固定価格買取制度（FIT）で認定を受けた設備以外の情報把握が困難であることから、地方自治体が必要な情報を得られる仕組みを速やかに整備する必要がある。

#### <具体的要望内容>

国は、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」において、区域内のエネルギー消費データ（系統から供給された電力、都市ガス）については、年1回、都道府県・市町村に対してデータ提供を行うことを基本的な方針とし、段階的な運用を目指すこととしている。

このため、国が地方自治体に行うこととしているデータ提供に関する仕組みを速やかに構築するとともに、当該データの内容は、地域の特性・実情の把握及び効果的な施策立案に資するよう、主体別の消費量及び系統電力の電源構成、並びに区域内における再生可能エネルギー種別ごとの導入量、設備容量及び発電量等が含まれるものとする。

### (3) 脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現

気候危機が一層深刻化する中、ウクライナ・ロシア情勢は、エネルギーの安全保障の脆弱性という課題を改めて顕在化させた。この問題を乗り切るためには、脱炭素化とエネルギー安全保障を一体的に実現する必要がある。

#### <具体的要望内容>

脱炭素化とエネルギー安全保障を一体的に実現する視点から、以下の取組を一層加速させること。

#### ア エネルギーの更なる効率的利用

エネルギーの効率的な利用が重要であることを踏まえ、高効率設備・機器等の普及やエネルギーマネジメントシステムの導入、建築物のゼロエネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

#### イ 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーの導入に係る補助制度の抜本的な拡充や建物の壁面や強度の弱い屋根にも設置可能な次世代太陽電池の早急な社会実装に向けた支援を強化すること。

「第6次エネルギー基本計画」において、2030年の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を36～38%としつつ38%以上の高みを目指すとしているため、特に今後数年間で取り組む事項や期限を明確化し、実現に向けた行動を一刻も早く開始すること。

また、系統の空き容量不足による接続拒否や接続可能となっても出力抑制を課せられるなど、全国的に系統制約が依然として発生しているため、発電した再生可能エネルギーを無駄にすることのないよう、再生可能エネルギーの優先接続を一層推進するとともに、電力需給調整機能の一層の活用、地域間連系線の最大限活用などにより、再生可能エネルギーの系統接続の最大化を図ること。

加えて、現行の地域間連系線の増強スケジュールを前倒しするとともに、将来を見据えた全国規模での系統増強を計画的かつ早期に進めること。

#### ウ 火力発電の脱炭素化に向けた取組の促進

脱炭素社会の実現とエネルギー安定供給との両立を図る観点から、火力発電の脱炭素化に向けて、化石燃料からグリーン水素等への燃料転換に対して更なる支援策を講じるとともに、こうした施策が国民や国際社会等から十分な理解が得られるよう丁寧に説明すること。

### (4) 革新的技術の確立支援及び国内排出量取引制度の確立

「部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計(2020)」では、産業部門からの排出量は総排出量の4割を超えており、「2050年カーボンニュートラル」を目指すには、産業部門の企業における脱炭素化への取組みが重要となる。しかし、事業所によっては、地方自治体の区域によらず企業全体として、日本全国または世界規模での「2050

年カーボンニュートラル」を目指している場合があり、地方自治体単体での支援には限界がある。

#### <具体的要望内容>

産業部門における大幅なCO<sub>2</sub>排出量の削減に向け、令和3年6月に改定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」にて示されたカーボンリサイクル技術等の革新技术確立のための財政支援を強化すること。

また、総量削減を中核とする実効性のあるカーボンプライシングの手法を用いた国内排出量取引制度を早期に確立すること。

### (5) 水素社会実現に向けた取組の強化

水素エネルギーの普及拡大に当たっては、コスト低減、インフラ整備、規制緩和、更なる技術開発、国民への理解促進など多くの課題があり、国における先導的対応とともに、官民一体となった課題解決が求められている。本年に改定の「水素基本戦略」を踏まえ、国主導による九都県市全体を捉えた水素供給拠点（受入基地）や水素パイプラインをはじめとした供給インフラの整備から、燃料電池バスや燃料電池トラック等の大型商用車両での活用や発電・製鉄等の産業利用などあらゆる分野での水素利用の拡大まで、サプライチェーンの構築に向けた取組を一層加速させることが必要である。

#### <具体的要望内容>

水素社会の実現のため、以下の取組を一層加速させること。

##### ア 水素ステーション等に係る規制緩和の更なる推進

「水素・燃料電池戦略ロードマップ（平成31年3月）」に掲げる水素ステーションの整備目標（2025年度までに320箇所）を達成するためには、更なる整備拡大に向けた規制緩和等の措置が必要であるため、安全性の確保を前提として、「規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）」に掲げる規制見直し項目のうち、措置されていない項目を着実かつ速やかに推進すること。

また、障壁の高さや構造に係る技術基準の見直しなど、「規制改革実施計画（令和2年7月閣議決定）」に新たに定められた項目について、早期に規制緩和を実現すること。

なお、公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ディスプレイと公道との離隔距離の短縮を可能とする代替措置が例示基準へ追加されているが、ガソリンスタンド並の更なる緩和を進めること。

加えて、水素ステーションの保安検査方法について、事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

また、水素に関する新技術・新製品の許認可に係る期間について、安全性の確保を前提として短縮を図ること。

##### イ 水素ステーション整備・運営に係る継続的な支援の実施

燃料電池自動車の普及が進まない要因の一つとして、水素ステーションの設置箇所数が少ないことが挙げられるため、水素ステーションの整備や運営に不可欠な経費に対しての継続的かつ十分な支援を実施すること。特に経常的な運営経費に加えて、経年による機器故障時の交換費用や供給能力の増強等による休業時の損失等についても、運営事業者の実際の費用負担額に見合う支援を実施すること。

また、燃料電池バス等の普及促進のために必要な大型燃料電池車両の対応が可能な水素ステーションの整備についても、各種支援を実施すること。特に車両の大型に伴う能力増強工事や事業所専用の水素ステーション整備についても必要な支援を実施すること。

ウ 燃料電池バス等の普及促進及び燃料電池車両の用途拡大・技術開発のための財政支援等の実施

安定的な水素需要が見込める燃料電池バスや燃料電池トラックの普及促進は、水素エネルギーの早期普及拡大に向け必要不可欠であるため、大幅なコストダウンが進むまでの期間、購入者等に対する国による財政支援を継続的に行うこと。

また、ユーザーのニーズに対応するため、燃料電池自動車の車種の多様化や産業用車両の用途に対応した車種の拡大等を図るために、開発メーカー等への支援を継続すること。

エ グリーン水素の活用促進のための積極的な施策展開

脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素について、製造・供給・利用に関する規制の緩和や水素製造コスト低減に向けた技術開発を進めるとともに、製造・供給・利用するための設備導入への継続的な財政支援を行うこと。

また、グリーン水素の認知度を向上させるとともに、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、活用に向けた仕組みを検討するなど、グリーン水素の活用を促進していくための積極的な施策展開を図ること。

令和5年5月25日

経済産業大臣 西村 康 稔 様  
国土交通大臣 斉藤 鉄 夫 様  
環境大臣 西村 明 宏 様

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事 黒岩 祐治  
埼玉県知事 大野 元裕  
千葉県知事 熊谷 俊人  
東京都知事 小池 百合子  
横浜市長 山中 竹春  
川崎市長 福田 紀彦  
千葉市長 神谷 俊一  
さいたま市長 清水 勇人  
相模原市長 本村 賢太郎

大気保全専門部会 事業取組結果

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

1 目的

大気中の光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）等の低減に向けた原因物質の排出削減対策や、窒素酸化物及び粒子状物質の削減に向けた自動車排出ガス対策等を行う。

2 主な取組

(1) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）対策

平成 31 年 4 月から、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）対策について、九都県市で連携して取り組んでいる。

＜「夏季の VOC 対策」の重点実施＞

6 月から 9 月までの間を「夏季の VOC 対策」重点実施期間と設定し、本対策の必要性や原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出削減に向けた九都県市の取組について、あおぞらネットワークホームページへの掲載や九都県市共通リーフレットの配布等の啓発活動によって、VOC の排出削減を呼びかけた。

また、光化学スモッグの低減を目的に、事業者及び業界団体へ VOC 排出削減の推進について協力依頼を実施した。

九都県市同日発表  
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市  
令和 5 年 5 月 25 日  
報道発表資料

6 月から 9 月には「夏季の VOC 対策」重点実施期間です！  
～九都県市で連携して光化学スモッグ等の改善に取り組めます～

光化学スモッグは、気温が高く日射量が多い夏季を中心に、光化学オキシダントが高濃度となり発生します。首都圏でも光化学スモッグ注意報が毎年発令されており、その対策には、主要な原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出削減が重要です。また、VOC の排出削減は、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）等の低減にも有効と考えられています。九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、光化学スモッグ対策の一環として、6 月から 9 月を「夏季の VOC 対策」重点実施期間に設定し、事業者や住民に向けて VOC の排出削減を広く呼び掛け、光化学スモッグ等の改善に取り組んでいます。

1 重点実施期間  
令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで  
（光化学スモッグ注意報が発表されやすい 7 月～8 月及びその前後を含めた期間）

2 VOC 排出削減に向けた主な取組

- 事業者や一般家庭で実施できる VOC 削減手法の普及啓発
- 九都県市あおぞらネットワークホームページ内の「九都県市の取組」(http://www.waiki.jp/ox/countermeasure.html) で具体的な取組を紹介しています。
- 事業者や業界団体に対する VOC 等の原因物質削減の取組促進に向けた協力依頼
- 各都県市のホームページや広報紙を用いた情報発信

参考）光化学スモッグ注意報に関する情報提供  
光化学スモッグ注意報が発令された場合は、各都県市のホームページやメール配信サービス等で住民の皆様へ通知を行います。光化学スモッグ注意報が発令された場合、屋外での激しい運動を控えましょう。

（問合せ先）  
各都県市担当

事業者の皆様  
VOC 排出削減にご協力をお願いします！  
夏場は気温が高く、特に有機溶剤が蒸発しやすい時期です。

光化学オキシダントの生成メカニズムと VOC 排出削減対策の重要性  
VOC（揮発性有機化合物 Volatile Organic Compounds）は、有害な光化学オキシダントの原因物質の一つです。光化学オキシダントが高濃度になると、光化学スモッグが発生します。

- VOC 使用例
  - 塗料（塗料、機油の洗浄剤）
  - 印刷（インキ、オフセット印刷の溶し剤）
  - 燃料 → 揮発剤 等
- VOC の特性
  - 蒸発しやすい
  - 大気中で NOx（窒素酸化物）と共に太陽光を受けて、光化学オキシダントを生成
  - SPM（浮遊粒子状物質）や、PM<sub>2.5</sub>（微小粒子状物質）を生成
- 光化学オキシダントの影響
  - 健康への影響（目や喉への刺激など）
  - 植物への被害

※発生しないよう対策で、削減を図るには、事業者が主体的に取り組むことが重要です。

→光化学オキシダントを減少させるためには、原因物質である VOC を削減することが重要です。

夏季対策の重要性  
光化学スモッグ注意報は、夏季に多く発令されます。  
※光化学オキシダントが高濃度（0.12 ppm）となり、その継続が長引く場合に発令

- 光化学オキシダントが高濃度になりやすい気象条件
  - ① 最高気温が 25℃以上
  - ② 日照がある
  - ③ 東京湾や相模湾から海風の流入がある など

※夏季（6 月～9 月）は条件がそろいやすいため、特に対策が重要です。

広域連携の必要性  
光化学オキシダントは、広い範囲で高濃度になります。  
高濃度の光化学オキシダントは、風による移流の被害なども加わり、広い範囲で発生することから、VOC を広域にわたって削減させる必要があります。埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市で連携して VOC 排出削減対策に取り組んでいます。

九都県市首脳会議 環境問題対策委員会 大気保全専門部会  
（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）

「夏季 VOC 対策」報道発表資料

VOC 排出削減リーフレット

## (2) 自動車排出ガス対策

### ア ディーゼル車対策

自動車からの粒子状物質の排出を抑制するため、一都三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の条例により平成 15 年 10 月からディーゼル車運行規制を実施している。条例施行月である 10 月を強化月間として位置付け、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等におけるポスターやデジタルサイネージによる広告掲示、首都圏の運送事業者機関誌に記事掲載、運送事業者等へのリーフレット等の配布などにより啓発した。



デジタルサイネージ広告

### イ エコドライブの普及

自動車からの大気汚染物質や二酸化炭素の排出の削減につながり、さらに燃費向上や交通安全にもつながるエコドライブの普及を図るため、平成 30 年度に作成した普及啓発動画をトレインチャンネルで放映するなど、普及啓発動画等による啓発活動を実施した。



令和3年度作成動画



平成30年度作成動画

## 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

大気環境の状況は、これまでの各種固定発生源対策や移動発生源対策の実施などにより、二酸化窒素や浮遊粒子状物質に係る環境基準をほぼ達成するなど、確実に改善している。

その一方、大気環境中の光化学反応等により二次的に生成される光化学オキシダントや微小粒子状物質（以下 PM2.5 という。）については、環境基準の達成状況等から更なる改善が求められる。

特に、光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が、全国的に0%台と依然として低い状況にあり、さらに光化学スモッグ注意報についても、関東地方を中心に多く発令されている状況である。また、光化学オキシダントやPM2.5は、短寿命気候汚染物質を含むことなどから、気候変動対策の観点からも対策が求められる。

国は、光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質である揮発性有機化合物（以下 VOC という。）について、2010年度における削減量が目標を上回ったとして、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度を継続することが適当としているが、近年においては、削減が鈍化傾向となっており、光化学オキシダントやPM2.5の大幅な改善は見込めない状況となっている。

また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」という。）に基づく総量削減基本方針の効果として、対策地域内の自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量の削減は進んでいるが、依然として自動車排出ガスは光化学オキシダントやPM2.5の原因物質であるVOCや窒素酸化物（以下NO<sub>x</sub>という。）等の主要な発生源となっている。

このような状況の中、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダントやPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を越えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

については、今後の良好な大気環境を実現するため、九都県市として以下の事項を要望する。



- 1 VOC 排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するなど、総合的かつ広域的な削減対策を推進すること。
- 2 VOC 排出抑制対策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援など必要な措置を講じること。また、公共調達における VOC 排出抑制への取組が推進されるよう、グリーン購入法等において VOC 対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- 3 自動車 NOx・PM 法による施策を継続して講じるとともに、流入車対策を含めた実効性のある自動車排出ガス対策を講じること。また、NOx 排出量の多いディーゼル重量車の更新が促進される措置を講じること。
- 4 新車時の自動車排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、自動車の実際の走行時における、自動車排出ガスの状況を的確に把握できる測定方法の導入及び実際の走行時における自動車排出ガスを低減させる措置を講じること。

令和5年5月25日

経済産業大臣 西村 康 稔 様  
 国土交通大臣 斉藤 鉄 夫 様  
 環境大臣 西村 明 宏 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	東京都知事	小 池 百合子
	横浜市長	山 中 竹 春
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	本 村 賢 太 郎

## 水質改善専門部会 事業取組結果

## 東京湾の水質改善について

## 1 目的

東京湾の水質改善のため、九都県市の水質保全部局、下水道部局及び港湾部局の連携により、下水道整備等の富栄養化対策について調査・検討等を行う。

## 2 主な取組と実施時期

## (1) 東京湾環境一斉調査

令和5年7月から9月まで

(水質調査の基準日は、令和5年8月9日(水曜日))(予備日は8月16日(水曜日))

## (2) 東京湾底質調査

通年

## (3) 水環境の保全に係る普及啓発

通年

## 3 事業内容

## (1) 東京湾環境一斉調査

国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等 116 機関・団体(令和5年7月31日時点)が連携し、東京湾環境一斉調査を実施する。

## (2) 東京湾底質調査

令和4年度に実施した東京湾底質調査結果を取りまとめ、結果の検証を行うとともに、取りまとめた内容を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載する。

## (3) 水環境に係る啓発普及

各都県市が実施する啓発事業において、パネルや啓発資料に活用するための素材集を拡充する。

## 4 成果

## (1) 東京湾環境一斉調査

## ア 調査日

令和5年8月9日(水曜日)(予備日は8月16日(水曜日))を基準日とし、基準日を含む数日間を中心に、海域及び陸域(河川等)において水質調査を実施した。

## イ 参加機関

国、大学、企業等 計 116 機関・団体

## ウ 調査項目

海域：水温、塩分、溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、透明度

陸域(河川等)：水温、流量、化学的酸素要求量(COD)、溶存酸素量(DO)、透視度

## エ 調査結果

例年、調査結果に基づき、東京湾の溶存酸素量(DO)等の水平分布図を表層、中層、底層ごとに作成している。代表的な河川では、河口からの距離に応じて流量等を示した分布図を作成している。

調査結果は、東京湾再生推進会議ウェブサイトの東京湾環境一斉調査のページにおいて公表している。今年度も同様の取りまとめ及び公表を行う予定である。

### (2) 東京湾底質調査

令和4年度における各都県市の東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめをおこなった。取りまとめた内容を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載する予定である。

### (3) 水環境の保全に係る普及啓発

各都県市の協力を得ながら素材集を拡充した。素材集を都県市民向けの普及啓発に係るイベント等で活用した。

## 緑化政策専門部会 事業取組結果

## 調査・検討

## 1 目的

各都県市の事業改善や新たな事業実施につなげていくため、各都県市における緑の保全及び創出施策について調査・情報交換を行う。

## 2 実施内容

各都県市の施策・事業紹介  
・各都県市で取り組んでいる施策・事業について質疑・意見交換（部会・WG合同会議）。

## 国への要望

## 1 目的

社会情勢の変化や各都県市の実情を踏まえ、緑地の保全及び創出の推進のために、必要な法令改正の措置や、財政支援策の拡充等を図るよう、国に対する要望を行う。

## 2 実施内容

令和5年度も引き続き国への要望を実施（令和5年8月22日（火曜日））した。内容については、各都県市の意向を確認し、要望事項の絞り込みと要望内容の検討を行った。

## 普及啓発

## 1 目的

各都県市の緑化の取組について、環境問題対策委員会のウェブサイト等を活用し、引き続き広く周知を行う。また、広く都県市民に緑化推進の意識付けをするため、普及啓発品を作成し、活用する。

## 2 実施内容

## (1) ホームページの運営

ホームページに掲載している各都県市の緑化政策関係資料やみどりのイベント情報等の更新を行った。

## (2) 普及啓発品の作成

広く都県市民の緑地保全の意識醸成を目的として、各都県市の緑化イベント等で配布しやすい普及啓発品として付箋を作成し、各都県市のイベント等で活用した。

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置  
及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書

令和5年8月

九都県市首脳会議

## 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び 国の財政支援策の拡充等に関する要望について

令和5年8月22日

緑は魅力的な景観を生み出し、人々の生活に豊かさと潤いを与えてくれます。そのほか、豪雨における洪水や土砂崩落の防止などの防災・減災機能、ヒートアイランド現象の緩和、動植物の移動・生息域の確保など、多様な機能を有しております。

九都県市では、これら緑の機能を良好な都市環境形成に必要なグリーンインフラとして、これまで法律に基づく特別緑地保全地区の指定のほか、各都県市独自の条例等に基づく指定や助成金の交付などにより保全するとともに、都市公園の整備により創出するなど、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかしながら、我が国は少子高齢・人口減少社会に直面し、これまで緑地を維持してきた人材の高齢化や後継者不足のほか、税収の減少による緑地の維持管理・保全・創出に係る財源の不足などの課題を抱えています。

さらに、新型コロナ危機を契機に、市民意識やまちづくりの方向性が大きく変化し、緑とオープンスペースに対する多様な市民ニーズの高まりとともに、その重要性が再認識されております。

このことから、引き続き必要な法令改正及び、制度創設の措置を講ずるとともに、国の財政支援策の拡充を図るよう、九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたします。

財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
農 林 水 産 大 臣	野 村 哲 郎 様
国 土 交 通 大 臣	斉 藤 鉄 夫 様
環 境 大 臣	西 村 明 宏 様

### 九都県市首脳会議

座 長	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

(別紙)

1 保全緑地に係る相続税の負担軽減

法律に基づく近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、及び歴史的風土特別保存地区、並びに地方公共団体独自の条例等に基づく緑地（以下「保全緑地」）に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、土地所有者が緑地を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置を講じていただきたい。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地についても、相続税の評価減の割合を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

2 保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除制度の拡充

保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除額の引き上げについて、制度を拡充していただきたい。

3 公園緑地等の用地取得・整備及び維持管理・機能増進への財政支援策の拡充

地方公共団体による公園緑地等の用地取得・整備に係る国庫補助率を上げるとともに、保全緑地の買入れに関する財政支援制度の拡充や維持管理・機能増進に対する財政支援制度を新たに構築していただきたい。

4 地方公共団体が行う「緑地保全奨励金等」の非課税化

地方公共団体が交付する緑地保全奨励金等に対する所得税は、非課税にしたい。

5 物納された緑地を無償または減額貸付する制度の構築

物納された緑地のうち、地方公共団体が保全対象とする緑地については、無償又は減額貸付する制度を新たに構築していただきたい。

6 生産緑地地区に対する支援の拡充

買取りの申出のあった生産緑地を地方公共団体が買い取るための財政措置の支援拡充を実施していただきたい。

7 グリーンインフラとしての公園緑地が有する自然環境上の存在効果の定量化

雨水の流出抑制や雨水浸透等、公園緑地等の有する貯留・浸透機能の自然環境上の機能を定量化する簡易計算式等を提示していただきたい。

- 8 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長  
みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置を延長していただきたい。
- 9 緑地の買入れに係る新たな主体の創設  
地方自治体以外の者が短期的に緑地を取得・保有・維持管理し、後年地方自治体が当該緑地を買入れることができる制度の創設及び必要な予算措置をしていただきたい。
- 10 民間資金を活用した都市緑地の確保の促進  
都市における緑地の質の確保に向け、民間資金を活用した緑地の確保が促進されるよう、国として事業者の緑地整備・管理等の取組を客観的に評価・認証する枠組みを創設していただきたい。
- 11 広域緑地に係る支援の拡充  
広域緑地に係る計画を策定する際の緑地の多面的機能等の調査・評価・データ整備について財政支援する仕組みを新たに構築していただきたい。



(要望内容の趣旨)

- 1 高額な相続税は、相続発生を契機に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因となっており、都市に残された貴重な緑地減少の大きな要素となっている。加えて、平成27年1月から適用となった相続税の基礎控除額の大幅な縮小が緑地の売却等に拍車をかけることとなり、土地所有者が持続的に保全するための環境整備は喫緊の課題となっている。また、平成29年3月には、埼玉県武蔵野地域の落ち葉堆肥農法が日本農業遺産として認定され、その根幹をなす農家の屋敷林や平地林の保全も必要とされている。

このような中、私権制限を受け入れた方に対する納税猶予制度の適用は、緑地の売却等に歯止めをかける有効な手段である。

このため、地方公共団体独自の条例が法律とともに緑地保全を支える両輪として存在していることも踏まえ、条例による指定緑地についても評価減の対象とするなど、保全緑地への税負担の軽減措置を要望するものである。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地に対する評価減の割合を引き上げることは、契約のインセンティブを高め、市民と協働した緑地保全の促進に繋がるため、これらの緑地に対する評価減の割合の引き上げも併せて要望するものである。

- 2 特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額は、土地収用法対象事業の特別控除額より低い。また、地方公共団体では、基金制度や緑地保全制度などの条例等により、良好な自然環境の保全に努めているが、各地方公共団体の条例等に基づき指定する保全緑地の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額も低い。行政への土地譲渡に対するインセンティブを持たせるために、現行の特別控除額を引き上げることが有効な手段である。

これらの制度拡充によって、特別緑地保全地区などの指定拡大といった保全施策の推進にも好影響をもたらし、開発の抑止効果の向上に繋がるため、要望するものである。

- 3 緑地の保全や都市公園等の整備など様々な施策の展開において、用地取得に対する国庫補助制度は、特別緑地保全地区など施策によって補助率が十分とは言えないものもあり、緑地等の維持管理に至っては、補助制度すらなく、地方公共団体の負担は多大である。

法律に則り買取りを進める負担に加え、以後、永続的に必要となる維持管理、さらに緑地がグリーンインフラや生物多様性の側面から適切な機能を発揮するための管理適正化については、制度発足時から現在までの社会情勢の変化を勘案すると、もはや、地方のみが背負う負担限度を超えており、国の課題として捉えるべきと考え要望するものである。

4 土地所有者が緑地を持ち続け、良好に維持管理できるよう、地方公共団体では土地所有者の理解と協力のもと、条例等に基づき様々な保全施策を講じ、土地所有者に対して緑地保全奨励金等を交付している。

しかしながら、この緑地保全奨励金等は課税されていることから、緑地保全施策の趣旨を尊重して所得税における非課税措置を要望するものである。

5 相続税の物納地は無償又は減額貸付制度の対象外であるため、相続税の物納地のうち、地方公共団体が緑地保全施策により保全対象と位置付けている緑地について、無償又は減額貸付する制度の創設を要望するものである。

6 生産緑地地区は、営農者の死亡等により買取りの申出がされても、多くの地方公共団体は事業計画上の問題や財政上の理由から買取りができずに、指定が解除され、その多くが宅地化されている。

こうした状態を踏まえれば、将来、都市から貴重な緑地機能を有する生産緑地地区が消え、良好な都市環境の形成に大きな支障を来すことが懸念される。

そこで、生産緑地の買取りの申出に対し、各々の実情に応じた望ましい緑地保全に向け地方公共団体が計画的に対処できるよう、地方公共団体に対する財政支援策の拡充を講じていただきたい。

7 令和3年4月に流域治水関連法が成立し、雨水貯留浸透機能を有する緑地が特別緑地保全地区として指定できるようになった。

このようなことから、関係者がグリーンインフラの概念について理解を深め、その取り組みに関心を持つためには、グリーンインフラの有する貯留・浸透機能の自然環境上の機能を明らかにすることが有用である。よって公園緑地等の有する貯留・浸透機能の自然環境上の機能を定量化する簡易計算式等を提示していただきたい。

8 新型コロナ危機を経て、都市部における緑とオープンスペースに対するニーズが高まる一方で、地方公共団体による用地取得を前提とした事業だけでは限界があり、都市公園等の面積が不足している地域は未だに多い。

そこで、市民緑地認定制度にて設置した民間の公開緑地の整備は、都市公園等の機能の補完につながることから、令和5年度に令和6年度末までの延長をしていたところだが、引き続き認定市民緑地に係る税制特例の延長を要望するものである。

9 近年は、カーボンニュートラルを目標とする国・地域の急増や30by30等の保護区域拡大に関する国家方針の決定といった緑地保全への機運が高まっており、地方公

共同体が保全を図ってきた緑地の価値や役割が重要視されている。

一方、地方公共団体では地権者の買入れ申し出から実際に買入れるまでに数年要し、早急な買入れ申し出への対応が困難となっている現状や、都市緑地法に基づく緑地保全・緑地推進法人による土地の買入れ実績がないことを踏まえ、所要の資金・体制を有する地方自治体以外の者が短期的に緑地を取得・保有・維持管理し、その後地方公共団体が当該緑地を買い戻すことができる制度の創設及び必要な予算措置を要望するものである。

- 10 都市における緑の質・量の確保を進めていくためには、地方公共団体による事業や規制だけでなく、市場の原理で良質な緑地の保全・整備が図られるよう、自律的な民間の投資や活動を誘導するという観点が必要である。

そのためには、事業者による良質な緑地を確保する取組の意義や効果が見える化されることが有効であることから、国として事業者による緑地整備・管理等の取組を客観的に評価できる認証制度の仕組みの創設を要望するものである。

- 11 グリーンインフラなど、生物多様性や雨水貯留機能をはじめとする緑地の多面的機能が重視されており、広域的・計画的に緑地を保全・整備していくことが必要である。それに伴い、デジタルデータでの集積や、それらを統合的かつ広域的に評価することの難易度や調査コストが高まりつつあり、緑化計画等を策定する上での大きなハードルになることが見込まれる。

そこで、地方自治体の緑地計画策定にあたって、緑地の多面的機能等の調査・評価・データ整備に対する財政的支援を要望するものである。

以上について要望するものである。



# 提 案 書

(地震防災対策等の充実強化)

令和 5 年 7 月

九都県市首脳会議

令和5年7月

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩祐治
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

## 首都圏における地震防災対策等の充実強化について

平成 28 年熊本地震では、被災者生活再建支援の体制強化の必要性など、全国的に共通する防災対策の課題が浮き彫りとなった。我が国の総人口の約 3 割が集中する首都圏において大規模地震が発生した場合は、熊本地震を超える混乱が予想されることから、この教訓をもとに、国と九都県市がより一層連携して、防災対策の実効性をさらに高めていくことが重要である。

また、火山活動の活発化、豪雨による河川の氾濫や土砂災害の発生等、地震以外の自然災害に対しても、首都圏住民が安心して住み、働くことができるよう、備えの充実強化が求められている。

さらに、自然災害と感染症対策の両立も必要となっている。

そこで、首都直下地震等による被害を軽減し、首都機能を維持するため、地震防災対策等の一層の充実強化を図るよう、下記事項について提案する。

### 記

- 1 帰宅困難者対策を推進するため、下記の事項に取り組むこと。
  - (1) 国の庁舎及び関係機関の所有または管理する施設について、発災時に、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できるようにすること。
  - (2) 事業者が一時滞在施設に協力しやすくなるよう、以下の事項に取り組むこと。
    - ① 法改正を行い、「発災時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」の創設を、早期に実現すること。
    - ② 受入れた帰宅困難者のための 3 日分の飲料水や食糧等の備蓄が実施できるよう財政措置を講じること。
    - ③ 一時滞在施設の運営に際し、事業者が負担した費用に対して、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること。また、それに合わせて、支弁を受ける際の手続きについても明確に示すこと。
    - ④ 一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減などの税制措置を行うこと。
  - (3) 帰宅困難者の発生に伴う混乱を防止するため、住民及び来街者、事業者に対して「む

やみに移動を開始せず、安全な場所に留まる」という発災時の原則を周知徹底させること。

- (4) 帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について、広域搬送などの具体的なオペレーションを地方公共団体と連携し、地域の特性等を考慮の上、検討を進めるとともに、財政支援、人的支援を行うこと。

2 平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風等では、多くの市区町村において被害が広範囲にわたったため、住家被害認定調査に係る業務量が飛躍的に増加し、全国の自治体からの多くの支援を必要とした。被災自治体間で不均衡を生じさせることなく調査を迅速かつ公正に実施するため、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 自治体を対象とした、住家被害認定調査の判定方法等の研修のプログラムを新設し、調査水準の均一化を図り、全国的な支援体制を構築すること。
- (2) 罹災証明書は、概ね 1 か月以内と速やかな交付が求められ、被害認定調査の効率化・迅速化が不可欠であることから、発行業務の実態を踏まえた、自己判定方式等のより簡易な判定方法を整理すること。また、風害・水害・地震などの災害種別に応じた部位毎の損傷判定早見表など調査業務を円滑に行えるツールを整備すること。
- (3) マンション等の堅牢な建築物等、汚泥や汚水等の水害によって、居住に適さない状態となった、住家被害については、被害の実態に沿った適正な被害認定を行えるよう、部位による判定に係る家屋の被害認定基準（非木造住家の部位別構成比の割合等）を見直すこと。
- (4) 罹災証明書の発行手続きの負担を軽減するため、民間保険会社による保険適用において罹災証明書が不要であることの確認および周知徹底すること。
- (5) 被災者台帳作成機能を有する防災情報システムの導入について、緊急防災・減災事業債の対象事業に含めるなどの財政措置に取り組んでいるが、対象自治体が限定的であり、かつ時限的な措置であるため、システムの導入及び運用に要する経費に対して、更なる財政支援を行うこと。
- (6) 内閣府は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行をはじめとした被災者支援手続を迅速に行うためのシステムとして、J-LIS の「クラウド型被災者支援システム」の導入を全国的に推奨しているが、提示されている料金体系では、人口の多い指定都市等での導入やデータ連携が困難であるため、全国の自治体が容易に利用できるよう、料金体系の見直し又は財政支援を行うこと。



3 高層建築物や長大橋などの巨大構造物については、長周期地震の影響が大きいと考えられることから、国が進めている相模トラフ沿いの巨大地震による影響の調査について、早急な公表及び対策の実施を進めること。

4 現在、内閣府が主導で推進している「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP=Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program）」の一環で、国全体で被災状況認識を統一し、的確な災害対応を行うことを目的とした「基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D=Shared Information Platform for Disaster Management）」の運用が行われているところである。

本システムは、各府省庁、関係機関、自治体などが運用する災害関連情報システム間を連結し、情報を多対多で相互に共有して、統合的な利活用を実現する中核的役割を果たすこととされている。

本システムの運用に当たっては、主に情報の入力主体となる地方自治体に対して業務負荷が増加しないよう、且つ、災害情報の共有については、近隣自治体同士の災害対応業務に効果的に活用できるよう配慮し、現場の実態を十分踏まえたものとする。

5 富士山等の大規模噴火に備えるため、大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の除去・処分方法について、明確な指針を示すこと。なお、指針の作成にあたっては、自治体や関係機関等の意見も尊重すること。また、降灰による交通機関、ライフライン施設等の都市基盤への影響に対する、具体的な対策を示すこと。

6 平成27年9月の関東・東北豪雨では、鬼怒川などが氾濫し、茨城県、栃木県、宮城県などで広範囲の浸水被害が発生した。また、令和元年東日本台風においても、九都県市全域を含め、関東、東北、東海地方の多くの地域に甚大な被害が及んだ。人口や産業が集積した首都圏では、荒川及び利根川、多摩川等の国が管理する大河川で大規模水害が発生した場合、被害が甚大となるので、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進するとともに、以下の対策に取り組むこと。

(1) 国と関係機関が一体となって具体的な大規模水害対策の検討を加速するとともに、国と地方の責任と役割分担を明らかにすること。また、検討にあたっては、自治体の意見を十分取り入れること。

(2) 大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、

自治体の意見を十分に取り入れること。また、自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。

- (3) 都県境を越える百万人単位の広域避難は、自治体だけでは十分な対応が困難な課題であるため、国は強いリーダーシップで迅速に指示を出し対策を推進すること。
- (4) 災害対策基本法において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。
- (5) 荒川・多摩川水系河川整備計画に記載された調節池群など、大河川の氾濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。併せて、大雨による洪水が想定される場合には、ダム貯水容量を確保するとともに、必要に応じて事前放流などの調整を行い、ダム下流の自治体に対して適切な時期に必要な情報が伝達されるよう体制を整備すること。
- (6) 荒川や利根川、多摩川などの大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合、広範囲かつ長期間浸水する恐れのある地域における早期の排水に向けた体制の充実を図ること。
- (7) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を中長期的な見通しに立つて事業を進めるため、各年度の計画的な執行が可能となる予算措置を講ずること。

7 首都圏の経済活動や市民生活を支える石油コンビナート地域の防災・減災対策を推進するため、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 国が発表した首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震の被害想定を踏まえて、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証し、必要に応じて見直すこと。
- (2) 災害時のエネルギー供給等の観点から、事業者が行う液状化対策や津波浸水対策及び高潮浸水対策等への支援の継続と拡充等に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、合わせて事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- (3) 長周期地震動に伴う屋外貯蔵タンクのスロッシング抑制技術及び早期検知技術の調査・研究を進めること。
- (4) 施設の経年劣化に対する維持管理技術の情報提供に努めるとともに、施設改修へのインセンティブを向上させる取組みを進めること。

- (5) 高度な知識や技術が要求されるコンビナートの防災対策を担う人材を、事業者が育成・確保できるよう、石油貯蔵施設立地対策等交付金などの補助金を柔軟に運用し、社外での研修や防災訓練を交付・補助の対象とすること。また、都縣市などの行政機関において、経験が少ない職員が、実災害時に的確に初動対応できるよう、過去の被害映像の提供や必要な防災教育を行うこと。
  - (6) 石油コンビナートにおける大規模災害に対応するため、関係省庁の連携を強化して、一元的な防災対策の推進に継続的に取り組むこと。
  - (7) 高圧ガス設備の溶接補修後に行われる耐圧試験に代わる、より安全に強度を確認するための検査方法について、研究開発及び制度化を進めること。
- 8 首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、燃料供給が確実に確保されないと、首都圏が大きく混乱し、住民生活に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念されることから、以下の対策に取り組むこと。
- (1) 国は、国家備蓄及び民間備蓄の活用並びに災害時石油供給連携計画の適切な運用等により、燃料供給体制を確保すること。
  - (2) 応急・復旧活動及び住民生活への影響を極力抑えるため、中核給油所、住民拠点 SS 等に対して継続的に燃料供給を行うこと。
  - (3) 災害対策上重要な施設（災害拠点病院をはじめとする医療施設、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設など）へ継続的に燃料が供給されるよう、自治体との連携を更に強化するなど、体制を整備・運用すること。
- 9 ヘリサインの整備を促進するため、下記の事項に取り組むこと。
- (1) ヘリサインの整備について、国が主導的な役割を担い、自治体、民間等に対して整備を行うように働きかけるとともに、整備に係る財政的支援を行うこと。
  - (2) 国施設についてアクセスポイントとなるヘリサインの整備を推進していくこと。
- 10 緊急地震速報について、首都直下地震等に対応できるよう発表の迅速性と予想精度向上のため下記の取組を早急に行うこと。
- (1) 発生した地震をより迅速・正確に観測できるよう、地震観測点を適切な位置に増設すること。
  - (2) 観測された地震の情報を即時に分析し、大きな地震動が予想される地域及び震度をより迅速・正確に推定するなど、予測技術の更なる改善を推進すること。

- 11 災害時等の緊急事態においても、迅速かつ正確に国の災害情報を多言語により提供できる体制の更なる整備を図るとともに、災害情報の発信に当たっては、発信主体ごとに多言語への翻訳を行うのではなく、一元的に多言語化を図ること。
  
- 12 「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域を抱える首都圏の都縣市に対して、地震・津波対策の財政支援等の措置を実施すること。

# 提 案 書

(国民保護の推進)

令和 5 年 7 月

九都県市首脳会議

令和5年7月

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩祐治
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

## 首都圏における国民保護の推進について

ロシアによるウクライナへの侵攻や、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射など、国際情勢が緊迫化するなか、武力攻撃事態やテロの脅威は我が国にとっても例外ではない。とりわけ首都圏は、我が国の総人口の約3割が集中していることや、新型コロナウイルス感染症の収束後には、再び世界各国から多くの来街者が見込まれること等から、首都圏でテロ等の国民保護事態が起きた場合には、大規模な被害が発生することが想定される。

こうした状況を踏まえ、首都圏住民や世界各国からの来街者が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国と自治体が緊密に相互連携・情報共有を図りながら、大規模テロ等の国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。また、国民保護措置は法定受託事務であり、対策の推進にあたっては、まず国と自治体との役割を整理したうえで、費用については国が負担する必要がある。

このことから、国が強いリーダーシップを持って住民等への普及啓発、広域避難に関する指針の提示など国民保護に係る具体的な対応を図るよう、下記の事項について提案する。

### 記

- 1 国は、国民保護に係る事業を円滑に推進するため、住民・事業者・外国人観光客等の理解を深める啓発・研修に主導的に取り組むこと。

特に、大都市部における大規模商業施設管理者等については、ファーストレスポonder（初動対応者）としての対応に関する啓発・研修の機会を設けること。

また、住民や今後更なる増加が予想される世界各国からの来街者に対し、理解を深めるための普及啓発を積極的に行い、国民保護に対する意識の醸成を図ること。

- 2 住民の弾道ミサイル落下時における避難行動について理解を深めるために、地域特性や状況に応じた適切な行動に関する広報の充実を図ること。

また、国民保護ポータルサイト上で位置情報を用いて避難施設へのルートを瞬時に表示するよう改修を行うなど利便性の向上を図ること。

- 3 国民保護法第148条により、都道府県知事及び大都市特例により指定都市の長が、国民保護法施行令第35条で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しているが、施設

管理者の同意を得やすいよう、避難施設として使用された場合の損害補償等を制度化すること。そのうえで、国から関係機関や全国展開している民間事業者などに働きかけを行うこと。

4 ミサイル攻撃等の爆風などから直接の被害を軽減するため、既存のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を住民の一時的な避難先として活用できるよう、緊急一時避難施設への改修費用に対し、その財源を措置すること。

5 迅速かつ円滑な住民の広域避難を実施するために、国においては、広域避難・救援に関して具体的検討を進め、国が都道府県に行う指示事項と国・都道府県・市区町村が行う業務内容を明確にした対処マニュアル等を以下のとおり策定すること。

(1) 住民避難の実施について、国は首都圏の公共交通機関をはじめとする関係機関の総合調整を行うとともに、事態発生からの時系列や事態の規模等を踏まえ、各フェーズに応じた住民の避難方法などの基本的な考え方を対処マニュアル等に盛り込むこと。

(2) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者との連携のあり方について、国の基本指針の記載を踏まえ、具体的な考え方を盛り込んだモデルケースを示すこと。

6 国は、国民保護に係る自治体職員の人材育成を図るため、以下の支援に取り組むこと。

(1) 武力攻撃事態や大規模テロ等を想定した訓練を実施するにあたり、各自治体の実情に合わせて、自治体職員に対する専門的な助言等の支援を行うこと。

また、より実践的なシナリオ作成に資するよう、事態認定に至る具体的な事案の例、武力攻撃等の類型ごとの基本的な被害想定、事案発生から事態認定までの所要時間の目安等を示すこと。

(2) 専門的な知識を有する職員を養成するための実践的な研修の場を充実させるとともに、自治体の費用負担をなくす等、より多くの職員が参加できるようにすること。また、各自治体が実施している研修会の費用負担や講師派遣等の支援を行うこと。

7 武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資機材等の備蓄に当たっては、以下のとおり整備すること。

(1) NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、物資及び資機材等の備蓄施設、有事の搬送方法について、指針を示すこと。



- (2) 国は、自治体と意見交換を行い、国と自治体との役割を明示し、自治体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。
- 8 あらゆる緊急事態における迅速かつ適切な情報伝達を円滑に行うため、以下のとおり整備対応すること。
- (1) 緊急事態において、迅速かつ適切な情報伝達により国民が避難時間を確保できるよう、情報伝達技術の更なる改善を図ること。
- (2) 緊急事態における国民及び自治体への情報伝達について、想定される緊急事態の形態毎に発信情報の内容や発信基準を明確にし、迅速かつ適切な情報伝達を行うこと。
- (3) 全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達試験の実施にあたっては、住民理解の促進等が図られるよう、訓練自治体が事前周知に取り組むための実施日の早期の提示や国としての国民への広報を行うこと。

## 気候変動に対応した豪雨対策に関する検討会 取組結果の概要

### 1 課題背景

近年、地球温暖化の進行に伴う将来の降雨量の増加が懸念されており、首都圏において大規模な豪雨災害が発生すれば、都県市を越えた甚大な被害が発生し、日本の政治経済に多大な影響を及ぼすこととなる。

豪雨対策の取組は、各都県市により日々進められているものの、対策に時間や財源を要することに加え、浸水対策等への住民の理解や協力など、様々な課題がある。

そのため、九都県市が共同して、それぞれの取組、知見の共有及び広域的に共通する課題の検討などを行うこととした。

### 2 検討会における取組

- (1) これまでの豪雨対策の取組状況や知見の共有
- (2) 将来の気候変動の影響を踏まえた対策の検討状況の共有
- (3) 九都県市に共通する課題の検討

### 3 検討経過

#### (1) 第1回検討会（令和4年12月20日）

- ・ 九都県市が連携して、気候変動に対応した豪雨対策について、それぞれの取組、知見の共有や広域的に共通する課題の検討などを行うことを確認した。
- ・ 東京都より、豪雨対策に関わる都の取組、将来の気候変動の影響を踏まえた対策の検討状況を紹介するとともに、検討会で具体的に検討する内容や今後の進め方について協議した。

#### (2) 第2回検討会（令和5年1月18日）

- ・ 各県市における豪雨対策に関わる取組状況や知見、将来の気候変動の影響を踏まえた対策の検討状況等を共有した。

#### (3) 第3回検討会（令和5年2月17日）

- ・ 九都県市に共通する課題や今後の進め方について協議を行い、事例集の作成や広報等の検討に取り組んでいくことを確認した。
- ・ 4月の中間報告案について確認を行った。

#### (4) 第4回検討会（令和5年5月22日）

- ・ 豪雨対策に関する事例集を作成したものをもとに、情報交換を行った。
- ・ 九都県市で共同で取り組む広報の案について意見交換を行った。

#### (5) 第5回検討会（令和5年7月24日）

- ・ 1年間の検討成果を確認し、10月の最終報告案について確認を行った。

#### 4 検討会の成果

本検討会を通じて、各都県市の豪雨対策の取組状況や知見等を共有し、九都県市に共通する課題を検討した。本検討会を契機に、豪雨対策に関する事例集（別添参照）を作成し、情報交換を行った。また、河川や下水道の整備に併せ、その負荷軽減のための流出抑制策等に多様な関係者が取り組む必要がある一方、一般市民による施策への認知が進んでいないことから、九都県市で連携し、豪雨対策に関わる広報の取組（別添参照）を行うこととした。

分類	課題	方向性	取組	
気候変動の影響 〔気候〕	・目標降雨の増加に対応する施設の実現性、予測に内在する不確実性に対応した整備 ・多様な関係者との連携	①取組事例・知見の共有 〔気候〕河川・下水道流出抑制策〔事例〕	事例集	
河川・下水道の整備 河川・下水	・整備の加速、他施設との連携 ・施設の大規模化、効果的な運用、新技術の活用等に伴う、新たなノウハウの蓄積	②豪雨対策の必要性に対する理解の醸成 〔気候〕河川・下水道流出抑制策〔事例〕		情報交換
流出抑制策 流出抑制	・一般市民の施策に対する認知・理解が進んでいない ・効果の定量化・継続性	③一般市民による取組（流出抑制策等）の認知度向上 流出抑制〔事例〕		広報
家づくり・まちづくり 家〔事例〕	・まちづくりの主体となる基礎的自治体との連携 ・ハザードマップの周知	④開発事業者等への動機づけの強化 流出抑制〔事例〕		

共通する課題と取組

#### 豪雨対策に関する事例集



各都県市の取組事例集



九都県市で取り組む広報の例（チラシ）

#### 5 今後の取組予定

本検討会は、第 84 回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会を終了することとした。今後は、本検討会で検討した成果等をもとに、各都県市の取組に生かしていく。なお、検討会終了後も、引き続き、その後の各都県市の豪雨対策の実施状況を始め、得られた知見や課題等を適宜共有し、気候変動への取組を推進していくこととした。

# 豪雨対策に関する事例集 概要版



九都県市首脳会議

気候変動に対応した  
豪雨対策に関する検討会

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・  
横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

# 目次

1. 作成の目的	3
2. 豪雨対策に関する事例	5
(1) 豪雨対策の目標・役割分担を定めた方針・計画の事例	
特定都市河川における「流域水害対策計画」の策定	
河川と下水が連携して対策を行う取組	
(2) 気候変動の影響を踏まえた対策の検討の事例	
都川水系 流域治水プロジェクト	
東京都豪雨対策基本方針の改定	
(3) 河川・下水道の整備の事例	
縣市連携浸水対策事業（大場川下流排水機場4号ポンプ増設）	
五反田川放水路	
境川遊水地	
下水道による浸水対策	
貯留施設の整備	
(4) 流出抑制策の事例	
校庭貯留施設の整備・維持管理（小中学校等34校）	
雨水流出抑制対策事業	
流域貯留浸透事業	
大規模集客施設等において雨水利用を実施	
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例	
開発等に伴う雨水流出抑制施設の設置指導について	
官民連携による浸水対策の推進を図る「浸水被害対策区域制度」の活用	
個人の設置する雨水流出抑制施設への補助金	
雨水流出抑制対策（旧河川敷を活用したグリーンインフラの取組み）	
田んぼダムの取組	
技術指針等を策定し、一定規模以上の建築物等に対して行政指導を実施	
さいたま市浸水住宅改良資金融資制度	
雨水貯留タンク設置補助制度	
特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為の規制	
浸水対策重点地域緊急事業（一級河川忍川）	

赤文字 概要版に掲載した取組

## (5) 家づくり・まちづくりにおける工夫の事例

風水害ハザードマップ

横浜市水防災情報ページ スマホ版公開における広報活動

洪水浸水想定区域の周知看板の設置について

総合治水対策特定河川流域における雨水流出抑制対策

立地適正化計画（防災指針）策定の促進について

浸水警戒区域に関する条例

都市防災総合推進事業を活用した整備地区（久喜市・川島町）について

防水板設置工事助成金

赤文字 概要版に掲載した取組

# 1. 作成の目的

## 作成の目的

近年、全国各地で毎年のように大規模な水害が発生しており、令和元年東日本台風では、これまで整備してきた施設が浸水被害の軽減に一定の効果を発揮したものの、首都圏で広く被害が発生した。その後も、家屋の浸水や道路の冠水等の水害が頻発している。

また、地球温暖化の進行に伴う将来の降雨量の増加が懸念されており、激甚化する豪雨災害の対策は喫緊の課題である。

首都圏においては、様々な都市機能が集積し、行政区域を越えて人、物、情報が活発に行き交う生活圏・経済圏が形成されている。ひとたび大規模な豪雨災害が発生すれば、都県市を越えた甚大な被害が発生し、日本の政治経済に多大な影響を及ぼすこととなる。

豪雨対策の取組は、各都県市により日々進められているものの、対策に時間や財源を要することに加え、浸水対策等への住民の理解や協力など、様々な課題がある。

「気候変動に対応した豪雨対策に関する検討会」では、それぞれのこれまでの取組、知見を共有することが、気候変動への対応など、今後の豪雨対策を進めていく上で有益であることから、各都県市が共同して、事例集をとりまとめることとした。

気候変動に対応した豪雨対策を進めていく上で、都県市が河川や下水道整備を引き続き進めていくとともに、多様な関係者との連携した流出抑制策や家づくり・まちづくりの中での対策を推進していくことが重要である。

事例集の作成にあたっては、河川・下水道における整備の加速・他施設との連携した施策、流出抑制策や家づくり・まちづくりの中での対策について、各都県市で行っている特徴的な取組を中心にとりまとめを行った。

各都県市において、豪雨対策の取組を今後より一層充実させるため、本事例集が一つの参考となると幸いである。



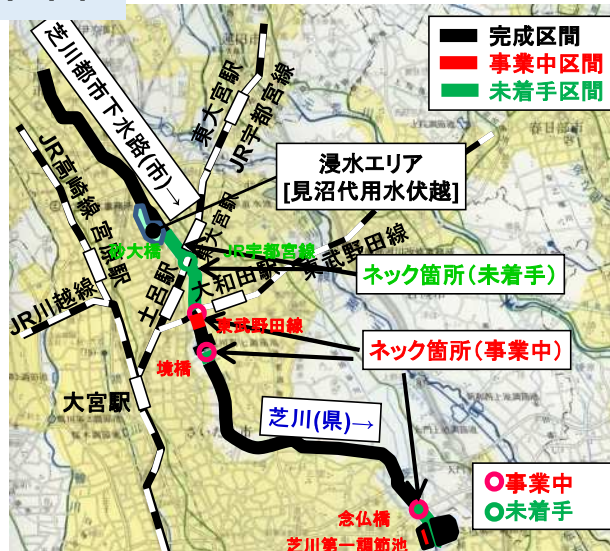
## 2. 豪雨対策に関する事例

# 河川と下水が連携して対策を行う取組【埼玉県 河川・下水道事業調整協議会】

- 本取組は、河川の改修を担う県と市街地の雨水排水を担う下水道管理者の市による協議会を設置し、河川、下水道それぞれの視点から連携施策を検討、立案し実施するものである。  
近年のいわゆるゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、平成23年度からさいたま市と本取組を始め、現在では、県内市町村の1/3に相当する20市1町に展開している。

## 取組状況 (さいたま市 芝川)

### 位置図



### 多発する浸水被害(芝川)

ネック橋梁の状況 (令和元年10月台風19号)



念仏橋 【さいたま市緑区】



境橋 【さいたま市見沼区】

### 芝川の状況(工事箇所)



芝川第一調節池



見沼代用水伏越地点

(赤): 事業中、またはすぐに事業着手可能な施策  
(緑): 検討のうえ事業化を目指す施策

### 連携施策

〔見沼代用水伏越〕

#### ○現状・課題

・芝川未改修部（ネック橋梁部）や芝川都市下水路の見沼代用水伏越上流部など浸水被害が発生している。（H29台風21号など）



#### ●施策

- ・見沼代用水伏越部の改修（市）
- ・ネック橋梁（東武野田線橋梁、念仏橋、境橋）の架換及び河道、調節池等の改修（県）

# 東京都豪雨対策基本方針の改定【東京都】

- これまで都は、「東京都豪雨対策基本方針」を策定し、河川や下水道の整備、貯留浸透施設の設置等の取組を定め、総合的な治水対策を推進
- 将来の気候変動の影響を踏まえ、今後の対策について検討を行い、令和5年度に方針を改定する予定

## (1)現行方針（平成26年6月）の概要

### ①降雨特性を考慮した目標降雨

- ・目標降雨を「年超過確率1/20規模の降雨」である区部時間75ミリ、多摩部時間65ミリに設定

### ②「対策強化流域」「対策強化地区」の選定

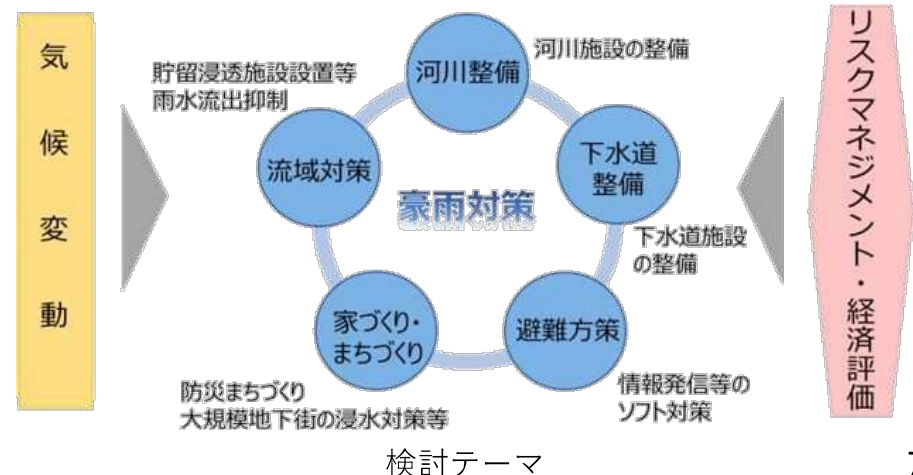
- ・浸水被害や降雨特性などを踏まえ、甚大な浸水被害が発生している河川流域及び地区をそれぞれ「対策強化流域」、「対策強化地区」を選定し、対策を強化



豪雨対策の施策

## (2)気候変動の影響を踏まえた改定の方向性

- ・今後、気候変動による豪雨の更なる頻発化・激甚化、被害の拡大が懸念される中、都民の命と財産を守るため一層の対策強化が必要
- ・令和4年8月に有識者等からなる検討委員会を設置
- ・これまでの取組を検証し、今後の取組や役割等を検討
- ・令和5年度に方針を改定予定



## 下水道による浸水対策【川崎市】

○ 浸水被害軽減に向けて、浸水の危険性が高い地域を重点化地区として位置づけ、整備水準を既定計画の5年確率降雨（時間降雨52mm）から、10年確率降雨（時間降雨58mm）にグレードアップした施設整備を進めており、国の「下水道浸水被害軽減総合事業」の要件を満たす地区では、既往最大降雨（時間雨量92mm）においても、床上浸水とならない浸水対策を進めています。

### 対策地区

- ・ 現在、6つの重点化地区のうち、三沢川地区、土橋地区、京町・渡田地区で雨水管を整備中。

### 対策事例（丸子地区）

- ・ 川崎市中原区丸子地区で、平成16年10月8日台風(時間最大雨量66mm)により床上浸水、床下浸水が発生。
- ・ 平成29年度に丸子地区の丸子その1雨水幹線（口径:φ2400mm、延長:1,800m）を整備し、現在稼働中。

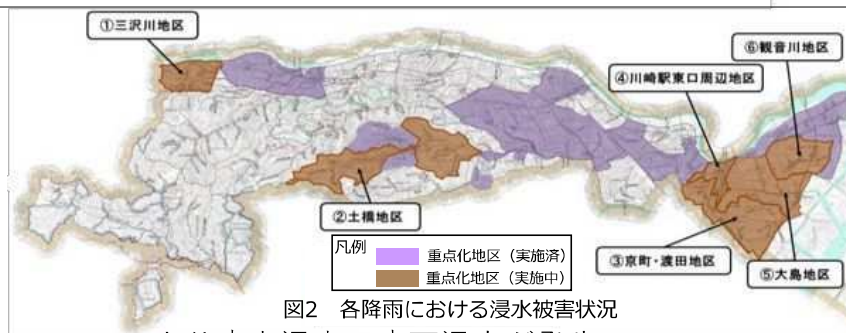
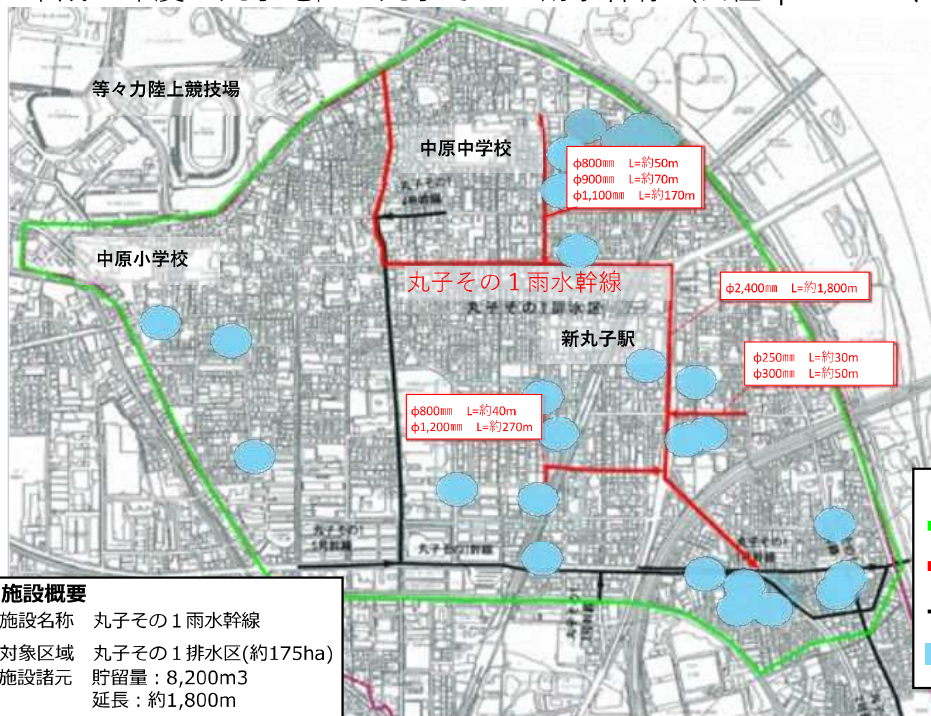


図2 各降雨における浸水被害状況



#### 施設概要

施設名称 丸子その1雨水幹線  
対象区域 丸子その1排水区(約175ha)  
施設諸元 貯留量: 8,200m<sup>3</sup>  
延長: 約1,800m



写真1 シールドマシン(φ2400)



写真2 丸子その1雨水幹線（管内）



丸子その1雨水幹線イメージ図

## 校庭貯留施設の整備・維持管理（小中学校等34校）【相模原市】

- 地下水の涵養と雨水の保水・遊水機能を確保し、雨水の流出抑制を図るため、小・中学校等の校庭を活用した貯留浸透施設を設置
- 堆積した土砂の撤去を行い、貯留浸透機能の低下を防止

### (1)校庭貯留施設の整備

- ・学校内に降った雨を、一時的に貯留してから流す機能と、地中へ浸透させる機能を持った浸透側溝、浸透管、浸透ます等の施設を校庭に設置し、雨水が河川へ流れ込む時間を調整することや、浸透により雨水が学校外へ流れ出る量を少なくすることにより、河川の洪水や家屋の浸水被害を防ぐもの
- ・市内の小・中学校等34校の校庭へ設置済  
貯留量 33,019 m<sup>3</sup>  
※34校の合計 学校のプール約88杯分



校庭貯留施設

### (2)維持管理

- ・校庭への貯留のため、側溝等に校庭の砂が堆積しやすい状況があることから、貯留浸透施設の機能低下を防ぐために、校庭貯留施設に堆積した土砂の撤去を実施



清掃作業中



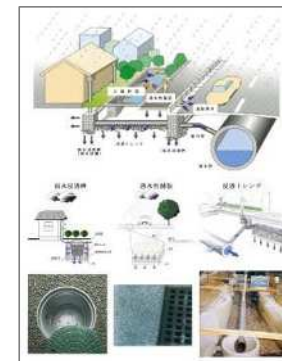
清掃後

## 雨水流出抑制対策事業【さいたま市】

- 市が実施する公共事業について雨水の貯留・浸透に関する施策の方針を定めることにより、都市型水害の軽減、河川平常流量の確保、地下水の回復と水質の改善、雨水の有効利用、ヒートアイランド現象の緩和等を図り、安心・安全なまちづくりや潤いのある都市環境の創造等に寄与することを目的として実施する。

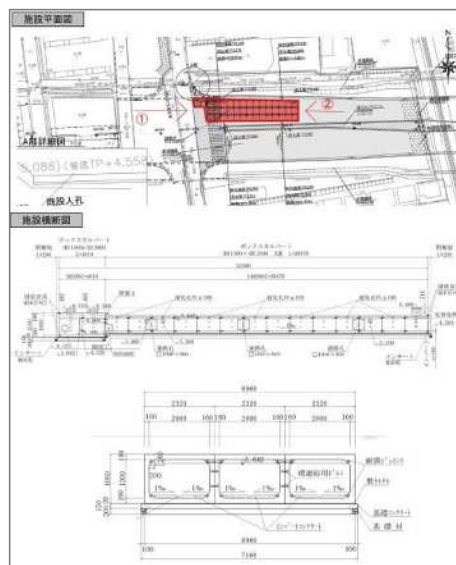
### (1)内容

- 都市化の進行により、流域が本来持っていた保水・遊水機能が失われ、降雨が短時間で河川に集中し、水位が上昇することによって浸水被害を引き起こす可能性が高まっている。
- また、従来の治水施設（河道、調節池等）の整備だけでは、洪水被害の軽減・防止を図ることが困難な状況となっている。
- そこで、市が行う公共事業における雨水流出抑制対策メニューを工事別に整理し、全ての工事でこれらの対策メニューを実施することとしている。



### (2)取組事例（令和3年度末現在）

- 貯留施設（貯留管，調整池等）：39箇所
- 透水性舗装，浸透側溝，浸透柵，浸透トレンチの整備



## 雨水流出抑制対策（旧河川敷を活用したグリーンインフラの取組み）【横浜市】

- 緑道下に整備する公共下水道の埋め戻し材を工夫し、貯留浸透機能をはじめとする、自然環境が有する多様な機能の活用を図っている。

### (1) 旧河川敷の有効活用案を周辺住民と協働で作成

廃川となった旧帷子川（二級河川）の河川敷を利活用するため、公共下水道を整備し、その上部を緑道として有効活用する案を周辺住民とワークショップを開催し作成。

### (2) 埋め戻し材を工夫することで貯留浸透機能を向上

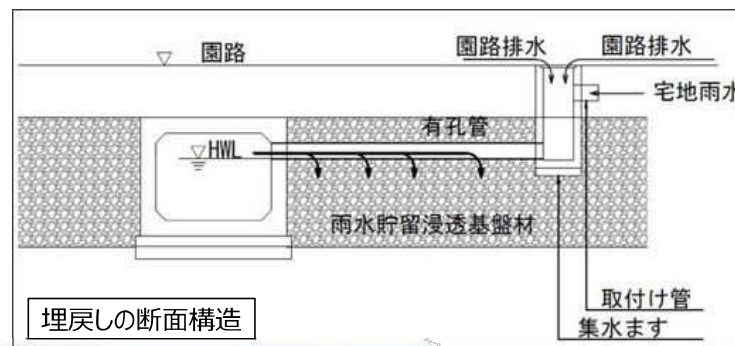
公共下水道（雨水幹線）の埋め戻しに貯留機能の高い材料（貯留砕石）を使用することで、緑道の貯留浸透機能を向上させ、雨水の流出を抑制。

### (3) 貯留浸透機能以外にも多様な効果を発現

貯留砕石に貯留した雨水が緑道にしみ上がることによる涼しい空間の創出や、根の健全な伸長を促進することによる樹木の根上がり防止など、良好な環境の形成が期待できる。



雨水浸透貯留による多様な効果イメージ



施工後の緑道



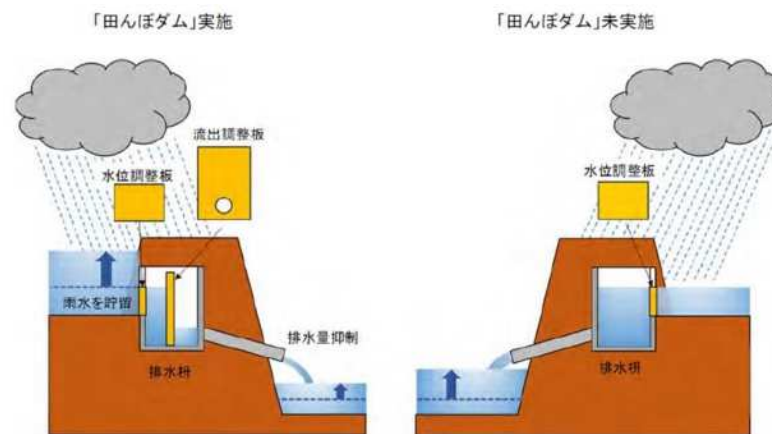
貯留砕石

## 田んぼダムの取組【千葉県】

- 「田んぼダム」は、水田が持つ貯水機能を利用し、大雨が降った際に一時的に水を貯め、時間をかけて排水することで、排水路や河川の水位上昇を抑え、洪水で溢れる水の量や範囲を抑制し、被害を軽減することができる取組。  
作物の生産に影響を与えない範囲で、農業者の協力を得て取り組む。

### (1)田んぼダムの仕組み

- ・落水口に流出量を調整するための堰板や、小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を、時間をかけてゆっくりと排水することができる。



(出典：農林水産省 農村振興局 整備部「田んぼダム」の手引き)

### (2)取組に関する補助制度

#### ・多面的機能支払交付金

農業・農村の多面的機能の維持・向上を図るために実施する地域の共同活動等に対し、支援を行うもの。

[負担割合]国50%、県25%、市町村25%

[実施主体]農業者等により構成される活動組織

[事業内容]

- ①農地法面の草刈り水路の泥上げなど地域資源の基礎的な保全活動

交付単価：3,000円/10a（田の場合）等

- ②植栽活動や田んぼダムの取組など地域資源の質的向上を図る共同活動

交付単価：2,400円/10a（田の場合）等

**※令和3年度より田んぼダム加算（400円/10a）が拡充**

（資源向上支払（共同）を5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は田300円/10a）

#### 多面的機能支払交付金の活動組織により取り組んでいる事例



茂原市早野地域資源保全会



長南町下小野田環境保全会



# 洪水浸水想定区域の周知看板の設置について【神奈川県】

●本県では、人家等が少ない山間部を流れる防御対象が無い河川を除く108河川全てにおいて、想定最大規模に対応した洪水浸水想定区域を公表しており、住民の自主的な避難を促すソフト対策の一環として、現地でも確認できるよう周知看板の設置を進めている。

## (1)周知看板について

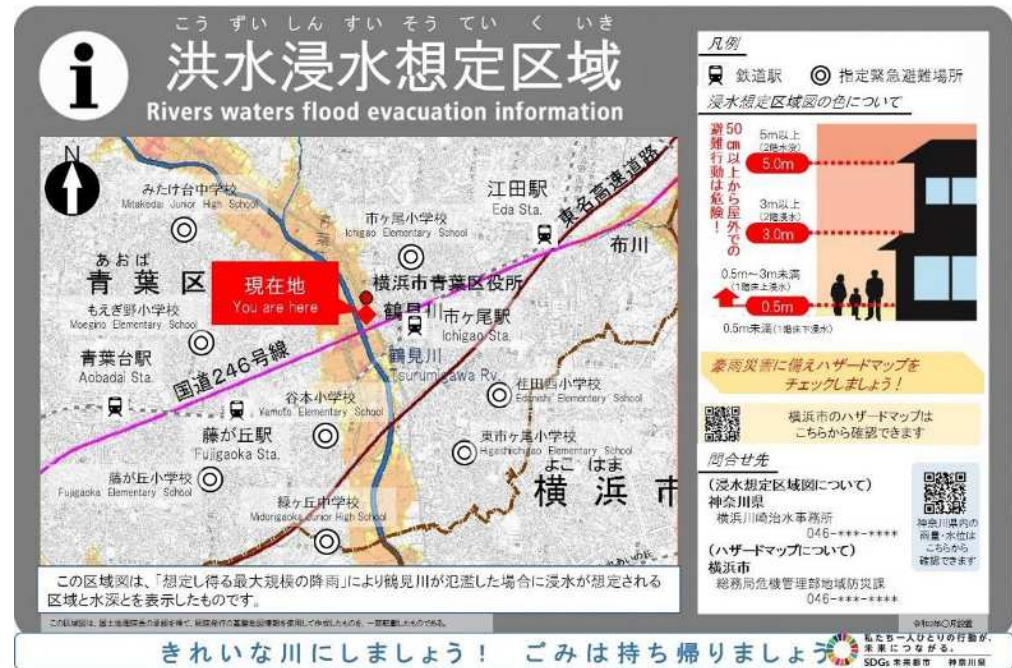
○住民の的確かつ円滑な避難を支援するため、市町村が作成しているハザードマップや県が提供している雨量・水位情報についても確認ができるよう、二次元コードを記載。

## (2)これまでの設置状況

- 平成30年度に洪水予報河川（相模川・酒匂川）を対象に実施し、令和元年度から水位周知河川に拡大し実施している。
- 洪水予報河川：相模川22基、酒匂川13基
- 水位周知河川：18河川29基（R5.3未予定）

## (3)設置の考え方、今後の予定など

- 通行者が多い橋詰めなど、周知効果が高い箇所に設置。
- 市町村とも連携を図りながら、引き続き設置を進めていく。



周知看板（例）



設置状況（例）

## 防水板設置工事助成金【千葉市】

- 平成23年4月より、浸水被害を軽減するため、住宅、マンション等の所有者等が行う防水板の設置について助成

### (1)内容

- ・住宅などの出入り口における防水板の設置に対し、工事費用の一部についての助成を防水板設置工事助成要綱に基づき実施



### (2)補助の条件

#### ①助成対象者

- ・市内の住宅、マンション等の建築物に防水板設置等工事を行う個人等

#### ②助成対象工事

- ・防水板の設置及び外構等の防水工事など防水板の設置に伴う関連工事

※防水板とは・・・建物等の出入口等に設置し、金属板等の浸水に耐える材質で、取外し又は移動が可能なものをいう。

#### ③助成範囲

- ・過去に浸水被害が発生した地域

#### ④助成率及び限度額

- ・助成額：経費の2分の1に相当する額以内の額で、一つの建物等につき75万円が上限



# あなたにできる豪雨対策

全国各地で集中豪雨や大型台風による水害が増えています。私たちの生活を一瞬で壊す水害から、大切な命と財産を守るため、あなたにできることがあります。

## 01

### 上手に 流す

大雨の際には、お風呂の水を捨てない、洗濯を控えるなど下水道に大量の水を流すことを控えます。



大雨が降り、一気に下水道や河川に流れ込むと水害が発生してしまいます。

## 02

### 貯める

雨水タンクを設置し、屋根に降った雨を貯め河川や下水管への雨水流出を抑えます。



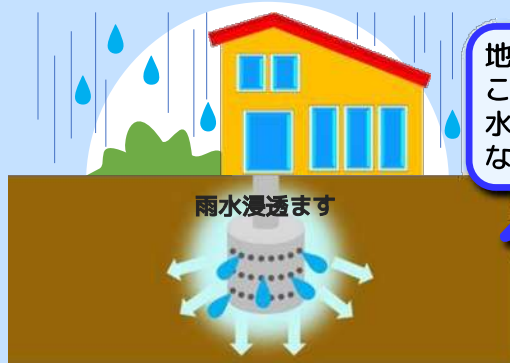
貯めた水は庭の水やりや、断水時の生活用水などに使うことができます。

雨水貯留タンク

## 03

### しみこませる

雨水浸透ますや、雨水浸透トレンチを設置し、雨水を地中に浸透させることで水害の危険性を下げます。



地中に地下水をしみこませることで水害の軽減に加え、地下水涵養による河川の水量確保などの効果が期待されます。

新築・リフォームの際など、雨水貯留浸透施設(雨水浸透ます等)の設置をご検討ください



雨水浸透ます



雨水浸透トレンチ



雨水貯留タンク

九都県市首脳会議  
気候変動に対応した豪雨対策に関する検討会  
埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市



# 雨水（あまみず）しみこみプロジェクト



九都県市首脳会議

## 道路空間の有効活用による賑わい創出に関する検討会 検討状況の概要

### 1 課題背景

人口減少や少子高齢化、働き方の多様化等、社会環境が急速に変化する中で、公共空間の有効活用の必要性が認識されている。加えて、コロナ禍を通じた近隣地域内での観光の増加やインバウンド需要の回復などを見据え、道路等の公共空間を活用した賑わい創出の取組を推進することで、より一層の都市の魅力向上や地域経済の活性化に繋げていくことが重要となっている。

### 2 検討会における取組

- (1) 各都県市が有する道路空間の活用に関する先進的な事例の調査研究
- (2) 賑わい創出の取組の実現に向けた調整や課題解決手法の検討
- (3) 賑わい創出の取組を継続するための手法等、好事例の共有
- (4) 道路使用（占用）許可における警察等関係機関との調整状況の共有

### 3 検討経過

- (1) 第1回検討会（令和5年7月13日）
  - ア 各都県市が有する道路空間を活用した先進事例を収集・共有を行った。
  - イ 東京都、千葉市の取組を、現地視察を行う重点研究事例として決定した。
  - ウ 今後の検討会の進め方について協議し、決定した。
- (2) 現地視察会：東京都（令和5年8月22日）

「丸の内仲通りアーバンテラス」「Marunouchi Street Park」の取組について、現地視察会を実施し、知見や課題等の共有を行った。
- (3) 現地視察会：千葉市（令和5年8月25日）

JR千葉駅周辺におけるウォークブル推進（千葉駅前大通り、千葉駅西口駅前、千葉公園通り）の取組について、現地視察会を実施し、知見や課題等の共有を行った。
- (4) 第2回検討会（令和5年10月26日）

各都県市の先進事例の収集や、現地視察会を通して共有した知見等を踏まえ、交通管理者である警察との意見交換の場を設け、道路空間の有効活用にあたっての助言を受けた。

### 4 今後の取組予定

引き続き、知見等の情報を共有するとともに、課題解決手法の検討などを行い、九都県市として報告書に取りまとめ、第85回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会を終了する。

## 住宅団地再生に向けた取組に関する検討会 検討状況の概要

### 1 課題・背景

高度経済成長期の都市部への急激な人口集中に対応して、全国各地で郊外部を中心に多くの住宅団地の開発がすすめられたが、これらの住宅団地の多くは、入居世帯の年齢階層が極端に偏っており、開発から40年以上が経過した現在、子・孫世代の流出等による人口減少、建物の老朽化・陳腐化などが進行していることに加え、一般市街地に比べて人口移動が少なく、8割の住宅団地において転入率は全国平均以下であり、新たな居住者の入居が進まずに、空き家・空き店舗の増加、地域コミュニティの担い手不足、土地利用需要との乖離などの顕在化する問題への対応が課題となっている。

### 2 これまでの取組について

令和5年4月26日の第83回九都県市首脳会議において、各都県市における取組の現状や好事例の共有、および共通する課題の検討などを行い、高経年住宅団地再生のため、九都県市が共同で研究し、課題解決に向けて取り組むことを合意し、首都圏連合協議会で検討することとされ、本検討会を設置した。

#### (1) 事前調査（令和5年6月）

- ・第1回検討会に向けた各都県市における高経年住宅団地の状況や、住宅団地再生に関する取組みの現状および課題の調査を行った。

#### (2) 第1回検討会（令和5年7月11日）

- ・九都県市が住宅団地の再生について共同で研究し、課題の解決に向けて取り組んでいくことを確認した。
- ・事前調査の結果をもとに、各都県市における取組や課題の共有を行った。

#### (3) 第2回検討会（令和5年8月23日）

- ・事前調査結果をもとに「高経年集合住宅団地における再生（活性化）事例集」を作成することを確認し、今後のとりまとめの方向性について協議した。
- ・中間報告案についての確認を行った。

### 3 今後の取組予定

住宅団地の再生に向けた取組について、九都県市が共同で研究するとともに、課題の解決に向けた取組みについて、共有を図っていく。

## 広告宣伝車への屋外広告物規制に関する検討会 検討状況の概要

### 1 課題背景

都市部の繁華街では、都県境を越えて行き来する広告宣伝車が、派手な色遣いや過度な発光を伴って走行しており、良好な景観を損なうことに加え、交通事故を引き起こす懸念がある。

繁華街を抱える大都市に共通する課題であり、都市の良好な景観形成や公衆に対する危害を防止するためには、九都県市が団結して対策を講じる必要がある。

そこで、九都県市で共同して、広告宣伝車の課題について整理し、広告宣伝車の屋外広告物規制のあり方について検討を行う。

### 2 検討会における取組

- (1) 九都県市における広告宣伝車の規制内容と走行実態の共有
- (2) 広告宣伝車の課題の整理と検討
- (3) 広告宣伝車の規制のあり方についての検討

### 3 検討経過

#### (1) 第1回検討会（令和5年6月2日）

- ・ 九都県市における車体利用広告（広告宣伝車を含む。以下同じ。）の規制内容と広告宣伝車の走行実態について共有した。
- ・ 広告宣伝車の走行実態を踏まえ、東京都から、広告宣伝車の主な論点について示し、今後の検討項目や進め方について議論した。

#### (2) 第2回検討会（令和5年7月6日）

- ・ 九都県市における車体利用広告の許可状況等について共有した。
- ・ 広告宣伝車の規制のあり方について、登録地の条例適用と走行地の条例適用のメリット・デメリットや問題点、検討の方向性について議論した。
- ・ 広告宣伝車の主な論点について、規制方法や検討の方向性を議論した。
- ・ 東京都が、独自に走行地の条例適用について検討を進めていくことを報告した。
- ・ 東京都で導入している広告宣伝車のデザイン自主審査制度について報告した。

#### (3) 第3回検討会（令和5年8月2日）

- ・ これまでの検討会で出た課題を整理し、検討の方向性について議論した。
- ・ 今後のスケジュールについて確認した。

### 4 今後の取組予定

検討結果を踏まえ、九都県市で広告宣伝車に対する取組などについてまとめ、第85回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会は終了とする。